

河合町議会会議録

平成29年 6月14日 開会

河合町議会

平成29年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （6月14日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
西 村 潔	3
池 原 真智子	18
馬 場 千恵子	29
清 原 和 人	42
森 尾 和 正	49
岡 田 美伊子	57
大 西 孝 幸	60
○散会の宣告	63
○署名議員	65

平成 2 9 年 6 月 1 4 日 (水曜日)

(第 2 号)

平成29年第2回(6月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年6月14日(水)午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	岡田美伊子	2番	大西孝幸
3番	清原和人	4番	馬場千恵子
5番	吉村幸訓	6番	岡田康則
7番	森尾和正	8番	池原真智子
9番	西村 潔	10番	疋田俊文
11番	谷本昌弘	12番	中尾伊佐男
13番	西井賢治		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康德	副町長	東正次
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	堀内伸浩	まちづくり 推進部長	竹田裕昭
教育部長	井筒 匠	企画部次長	森嶋雅也
総務部次長	木村光弘	福祉部次長	辰己 環
住民生活部 次長	岡田昌浩	まちづくり 推進部次長	中山雅至
教育部次長	上村欣也	安心安全 推進課長	阪本武司

財 政 課 長	上 村 卓 也	税 務 課 長	浮 島 龍 幸
住 民 福 祉 課 長	中 野 雅 史	高 齡 福 祉 課 長	山 本 孝 典
保 健 ス ポ ー ツ 課 長	中 野 典 昭	認 定 こ ど も 園 準 備 室 長	佐 藤 桂 三
特 命 担 当 課 長	梅 野 修 治	住 民 生 活 課 長	上 村 英 伸
地 域 活 性 課 長	福 西 照 弘	上 下 水 道 課 長	石 田 英 毅
教 育 総 務 課 長	杉 本 正 範		

会議に従事した事務局職員

局 長	上 村 豊	調 整 員	堀 内 一 憲
-----	-------	-------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成29年第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

それでは、順に質問を許します。

◇ 西 村 潔

○議長（疋田俊文） 1番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

（9番 西村 潔 登壇）

○9番（西村 潔） 皆さん、おはようございます。

それでは、議席番号9番、西村 潔が、通告書の内容に従いまして質問させていただきます。

まず1つ目、河合町の活性化に向けてという題でございます。

人口減少が続く社会の流れの中で、今後10年後の河合町のまちづくりに向けてどのような課題とか認識を持っているのか。町の一所見を改めてお聞きしたいと思います。

具体的には次のとおり質問させていただきたいと思えます。

まず1、今後10年間のまちづくり構想はどういったものなのか。①として公共、民間を問

わず町内にある施設のコンパクト化、集積ですね。この構想について、町としてどのような所見を持っておられるか。②番目、農地の管理集約化です。農地をどのように活用するのか、担い手の確保など農地の活性化について行政がやるべきこととは一体何か。具体的には、例えば耕作放棄地解消に向けての町の施策の一つとして、税制の見直しは町としてできるはずなんですね。こういうことを具体的に考えているのかどうか。それから民間側としては、農地の活用とか、農作物の育成、加工などができる農事組合法人、あるいはいわゆる農業法人の設立を支援する、そういうお考えがあるのかどうか。③番目、これは行政職員の方の問題でございますけれども、町の職員さんの人材養成と確保のために新たに処遇待遇とかキャリアパス制度について、町はどのような認識を持っていますか。また、今後検討するお考えはあるのかどうかですね。

2番目、今後10年間の行財政シミュレーションについて示していただきたいと思います。まず1つ目、まちづくりの基本である河合町の人口動態を見ることは非常に重要でございます。全体の人口の将来に加えて、いわゆる高齢者である65歳以上の人口あるいは15歳以下の若者の人口の推移を含め、我々に提示をしていただきたいと思います。②現時点で試算できる歳入額、一体これからお金、どれぐらい入るんやと、それから歳出額の推移を一応示していただきたいと思います。それから職員さんの推移。過去にもデータをお願いしたことはあるんですけども、年齢構成が非常に偏っているというのがございました。今後10年間で職員さんの数はもちろんそうですけれども、年齢構成でいろいろ変わっていくと思いますので、その辺のシミュレーションもお願いしたいと思います。

3番目、行政業務のスリム化に向けて、今まで取り組んできたことを説明していただきたいと思います。今後外部パワーを利用した施策について、以下の3つの項目についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず1つ目、現在シルバー人材センターがございましてけれども、これの自立と活用についてどのような施策として考えておられるのか。②社会福祉協議会の事業として必須と任意事業というのがございます。これらの見直しをしていくのかどうか。特にその中で今、福祉有償運送という制度がございまして。この福祉有償運送を一部買い物なども含めて拡大をされておりますけれども、さらに充実した福祉有償運送を実現するためには、一つの提案でございましてけれども、寄附受け付け方法について見直しを検討していただけるのかどうかですね。これについての所見をお聞かせください。3番目、個人や団体などによる行政業務の民間委託や活用について、今までの実績と今後どのような予定をしておられるのか、具体的にあれば

教えていただきたいと思います。

次、大きく2番目、町の情報公開と情報発信について質問いたします。

町の情報公開と発信について、町はどのように基本的に考えておられるのか。そこで1つ、1番目ですけれども、現在の方法についてお考えを聞かせていただきたいと思います。

まず①ですけれども、ホームページのあり方、過去にも質問させてもらったことがあります。かなり変わってきていると思いますけれども、ホームページのあり方についてどのように考えておられるのか。それから②広報誌ですね。この内容についてもいろいろ変わってきておりますけれども、どのように今後も変えていくのか。それから、③テーマごとの集会とか説明会を持たれるかどうかですね。

それから2番目、情報の対象者として、従来は河合町の住民や勤めている人との制限があるんですね。現在の状況と今後その対象者を、まず河合町の住民、あるいは住民以外、それからもう一つは外国人も含めて情報公開をしていくのか、あるいは情報発信をしていくのかについてのお聞かせをお願いしたいと思います。

3番目、それでは一体何を公開するのか。情報提供していくのかということについて、一応、町のガイドラインがあるかと思うんですけれども、このガイドラインについてあれば説明していただきたいと思います。そこでまず、行政実務のデータの活用というのがありますね。例えば基本データ、人口とかいろいろございますね。それからビッグデータというのがありますね。国もこのビッグデータをどう活用するかとか、あるいは独占しないようにしようとか、公取のほうも一応注目を浴びているテーマでございます。それから、②町の事業や施策、例えば福祉関係、財政状況などどこまで公開をするのかということについてのお考えをお聞かせください。次、③番目、これは町のPRです。例えば文化的な遺跡とか、あるいは歴史の問題とか資源とか観光など、こういう問題をどこまで河合町としてPRしていくのか、あるいは発信していくのかということですね。

こういう問題について、実行するために4番目は発信力の向上のために河合町の内部の中で養成をどのようにしていくのか、あるいは外部の活用をどうしていくのかということについてお聞かせいただきたいと思います。今後どのような予定があるのかどうかですね。

次3番目、河合町のバリアフリー基本構想について質問いたします。

まず、1番目は基本構想計画に沿った実績ですね。計画できてから今までどういう実績があったのかどうか、あるいはその進捗状況ですね。途中の進捗状況です。それから2番としては、このバリアフリー化を進めるための課題というのがあると思います。その課題として

は、①として、交通の環境、例えば道路、駅、バス停などを整備する上で問題点はどうかあるのか。法律的な問題点、予算の問題点はあると思いますけれども、それを総括的に町としてどう考えているのかどうかです。それから②は、ちょっと具体的ですけれども、公共施設のバリアフリーに係る費用は一体どれぐらいかかると予定されているのかどうか。③民間の商業施設などのバリアフリーにかかる費用は、例えば公的補助制度があるのか、あるいはこれからつくろうとしているのかどうかです。こういうことについての意見を求めます。

次3番目、財源の確保と実施時期なんですけれども、①として鉄道会社、バス会社、タクシー会社などのそれぞれの交通機関に対してどのようなアプローチといいますか、対応をとってきたのかですね。②公共施設のバリアフリー予算というのは過去どれぐらい使ったのかどうか、あるいは今後どのように使っていくのか、あるいは今後の予算にどう反映していくのかについてのお考えをここでお聞きしたいと思います。それから、③としては、商業施設などを所有している民間に対してどのような指導とか連絡とか連携してきたのかどうか、促進を要請してきたのかどうか、これについての実績をお聞かせください。

次4番目、町の役割として何ができますかという視点なんです。①として、例えば住民から要望や提案があったと思います。これらの提案、要望に対して町はどのように対応してきたのか、これが1つ。2番、過去に住民の要望や提案に対して検討がなされ、可否についてどのような方法で通知したのかどうか、具体例があればお示しをお願いしたいと思います。

次4番、河合町の公共交通基本計画についてです。

まず、河合町の公共交通基本計画とその進捗状況について説明してほしいと思います。過去の検討内容、交通機関の関連者の方が集まって委員会を開いていると思いますけれども、何をどう検討されたのかどうか、今後もそれを開くのかどうか、どういう目的で開くのかどうかですね。それから、②住民からの要望や提案に対する町の対応なんですけれども、これもいろいろ個別の案件、個別の提案が出てきたと思います。こういうことに対して具体例があれば、その対応についてどのような方法で報告しているのか、回答しているのか。今後の河合町公共交通基本計画というのをこれからどのようにしていくのかということで、これについて答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） それでは、私のほうから1点目、今後10年間のまちづくり構想に

ついでに①町の施設のコンパクト化について回答させていただきます。

本町には、常に20年先の将来像を見据えたものとしたしまして、夢ビジョンがございます。また、街再生総合戦略では平成31年度までに取り組むべき重点施策を定め、推し進めているところでございます。

人口ビジョンにおきましては、少子高齢化が進む中、河合町の目指すべき人口を2060年時点で1万5,500人と考えております。これまで我が国が経験したことのない人口減少を前提としたまちづくりを進めていかなければならず、その規模に応じたまちづくり、例えば公共施設の再編や駅を中心とした立地適正化策、いわゆるコンパクトシティ・プラス・ネットワークなどの検討が必要になると考えております。奈良県との包括連携や都市計画マスタープラン、あるいは民間資金を活用した事業の導入など多岐にわたる項目との整合、調整が必要になることから、町民の皆様の思い、希望をしっかりと受けとめて、河合町の総合的かつ具体的なグランドデザインを慎重に描いていきたいと考えております。

次に、順序が前後しますが、大きな2番、町の情報公開と情報発信について回答させていただきます。

情報発信ツールといたしましては、広報誌、ホームページ、SNS、各種教室や意見交換会、イベントでの啓発、駅での掲示、総代自治会長会などの各種団体を通じての周知、プレスリリース、さらには防災行政無線などがございます。このうちホームページにつきましては、昨年末にリニューアルし、トップページに移住・定住サイトを追加するとともに新着情報を表示することでアクセス数が増加しております。また、多言語翻訳機能を持たせ、外国人への対応もしております。

広報誌につきましては、情報発信の柱と捉えております。情報の告知だけでなく、まちを好きになってもらう、まちづくりに参画してもらうという目標を定めまして、広報が人を、まちを動かすを常に意識し、表紙にこだわり、まずは手にとってページをめくってもらえるように心がけております。

次に、説明会等につきましては、これまでも夢ビジョンや街再生総合戦略、認定こども園など、町の重要課題を検討する際には実施しております。今後におきましても一方的な情報発信だけでなく、しっかりと受けとめてもらえるようプロモーションしてまいりたいと考えております。その一環といたしまして、来る7月8日に町長とのタウンミーティングを開催する予定であります。町の現状と当面の行政課題について説明するとともに、住民の皆様からの意見を聞かせていただき、今後のまちの活性化につなげていく予定でございます。

情報発信につきましては、我々職員のスキルアップが必要なことは言うまでもございません。平成23年度から立ち上げました自治会ニュースコンクールは河合ブランドとして定着しておりますが、好ましいニュースの形を探ることで、参加団体だけでなく、我々職員の気づき、スキルアップにもつながっておりますので、今後もこれを継続していきたいと考えております。また、これまでもさまざまな情報発信能力向上やイベント力向上の研修に参加しております。今後も積極的に能力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○地域活性課長（福・照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福面地域活性課長。

○地域活性課長（福・照弘） 私のほうからは②の農地の集約化、活用、担い手の確保など、耕作放棄地解消に向けての町の施策、税制の見直しなどについて回答させていただきます。

多様な担い手の確保が喫緊の課題であると認識しております。一方、住民の農業、家庭菜園などへの関心は高まっている中、農業へ気軽に参画できる仕組みを現在実施しているたんぼの楽耕を通じて、全町的に展開していく必要があると考えとおります。今後は、農業者と町民双方のニーズをマッチングできる具体的なシステムづくりを検討してまいります。

また、農地の集約化についても、農地の貸し借りなどができる農地中間管理機構を活用して、規模拡大を希望する農業者などに農地のあっせんを図ってまいります。具体的には担い手の集積、集約化を図るため、農地中間管理機構が農地の出し手と受け手の間に入り、推進するもので、奈良県においては公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターがこの業務を行うこととなります。

耕作放棄地解消対象対策として、農業への活用が図れない農地については、景観作物、菜の花、コスモス、ヒマワリの植えつけなど、他の活用を検討していくことも考えてまいります。

また、町独自の税制処置はございませんが、耕作放棄地の課税強化として対象農地の固定資産税が約1.8倍に、この制度は耕作放棄地が周辺に与える影響を考慮して、平成29年度から始められた制度でございます。毎年農業員会が実施する農地利用状況調査によって、耕作放棄地と判断された農地の所有者に対して、農地利用意向調査を行い、その結果、引き続き耕作や管理がされていないと判断された場合は翌年度から固定資産税が約1.8倍になります。

以上でございます。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） それでは、私のほうから2点ご回答させていただきたいと思えます。

1点目につきましては、河合町の活性化に向けての職員の人材養成と確保という点でございます。

人事施策としましては、権限移譲、事務事業の増加も考慮しまして、また多様化する住民のニーズに適切に対応し、より質の高い行政サービスを限られた職員数で提供していくためには職員の能力を最大限に活用することが必要だと考えており、このために職員一人一人の能力及び資質の向上に取り組み、職員研修の充実を図り、みずから考え行動する人材を養成することが重要だと思っております。

現在、職員数の状況につきましては、ピーク時、平成7年度からの状況を見てみますと、269名に対し、平成29年度では166名、103名の減数となっております。今後におきましては、現有人員、他団体、類似団体を基準としまして、基本その年に退職により減数となる必要最低限の職員を採用する方向で、また学力重視だけではなく、精神的な強さやコミュニケーション能力を持った確かな人材を確保していきたいと考えております。

職員の養成につきましては、企業が実施しておられますキャリアパス人材育成制度とは異なりますが、市町村職員研修センターが実施いたしております新規採用職員から新任課長までの階級別における研修、また専門事務研修などを有効に活用するとともに、町独自の研修も実施するなど人材の養成に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の町の情報公開と情報発信の中での行政事務データについてでございますが、当町でのデータ公開状況は人口公共施設、土地、防災観光などオープンライセンスの元データ情報をホームページ上にできる限り公開はしておりますが、二次的な利用、機械判読可能なオープンデータとしてではございません。要するにこれらオープンデータがございませんので、誰もが共有・活用することは今のところはできておりません。ただ、昨年、行政データにつきましては、国・地方公共団体のみならず企業等も含め、円滑なデータ流通を実現するための社会基盤を構築する上で必要となる施策が盛り込まれました官民データ活用推進基本法が平成28年12月に公布、施行されました。この法律は官民のデータ活用を前提とした社会に適應するものに転換し、官民双方がおのおの所有するデータをみんなで共有・活用できる環境を整備するに当たっての基本的な考え方、施策の内容など定めたものであります。

この法におきましては、国・都道府県では官民データ活用推進計画の策定が義務づけられ

ておりますので、今後この計画を策定されます国・県の動向を注視していき、当町においても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、河合町の活性化に向けて、その2つ目としまして、今後の10年間の財政シミュレーションについてということで回答させていただきます。

財政シミュレーションにつきましては、今年3月の財政健全化計画の見直しに伴い、平成29年度から36年度までの8年間の歳入歳出収支見通しを作成しております。

この収支見通しに用いております人口につきましては、人口推計に基づいており、各年齢層の人口推移を考慮し、町税や地方交付税、また医療費などを見込んでおります。

なお、人口推計におきましては、人口減少や少子高齢化に伴い、全体人口及び14歳以下の人口が減少しております。一方、65歳以上の人口が増加する見込みとなっております。また、職員数につきましては、団塊の世代の退職等により、職員数が減少傾向にあることから、しばらくの間は前年度末退職者と同数を新規採用し、現状の職員数を確保することを基本として人件費を見込んでおります。

町といたしましては、この歳入歳出収支見通しを基本に、今後の社会経済情勢や国の地方財政対策などへの柔軟な対応、また町の新たな施策、事業等を反映していく必要があることから毎年度見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○特命担当課長（梅野修治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野特命課長。

○特命担当課長（梅野修治） 私のほうからは、河合町の活性化に向けてシルバー人材センターの自立についてお答えさせていただきます。

現在シルバー人材センターの職員は、正職員2名とパート職員2名が勤務しております。そこに町職員が局長として勤務し、人件費は町負担となっております。今では受注契約金額も約5,400万円となっております。また、29年度からは介護予防・生活支援サービス事業としての地域のニーズから、家事援助サービスが高まることから、現在、女性会員等を募集すべく進めております。

これらのことから、町職員局長職を会員から選出すべく自主運営を目指し、理事会におい

て議論を進めてまいりたいと考えます。奈良県シルバー人材センターの指導を受けながら平成30年度からの自立に向けて準備を進めてまいります。

以上です。

○高齡福祉課長（山本孝典） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 山本高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（山本孝典） 社会福祉協議会の今後の役割について答弁させていただきます。

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体として捉え、その活動を通じて福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指す活動を行っております。そのため、原則として社会福祉協議会の自主財源で賄うことのできるものについては同協議会が拠出しています。また、自主財源は主に社協会員からの会費や共同募金の配分金、介護保険事業の収入、奈良県や河合町からの受託事業費となっています。しかし、現状では、協議会の自主財源だけでは人件費を賄うことができていません。町からの人件費の不足分を補助金として交付いただいているのが現状です。

今後の役割としても、地域の人々が住みなれたまちで自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができ、医療、介護、住まい、生活支援が一体的に提供されるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の多様な各種福祉サービスの充実に努めます。なお、河合町社協で取り組んでいます福祉有償運送は、県下でも数少ない高齢者の移動支援サービスであり、これらの特色を生かし、地域福祉活動の拠点として役割を果たしていきたいと考えます。

また、社会福祉協議会への寄附については、指定寄附を受けることができますので、今後取り入れていきたいと思えます。

以上です。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） 私のほうからは3番目の河合町バリアフリー基本構想計画、4番目の河合町公共交通基本計画についてお答えさせていただきます。

平成26年に策定したバリアフリー基本構想につきましては、その翌年に基本構想に定められた特定事業の推進を図るため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、特定事業計画を策定した上で事業を進めているところです。

3番の2番として課題とは何か、財政の確保と実施時期については、事業を進める上の課

題といたしましては、まず財源の確保に関することが挙げられます。道路などの生活関連経路を整備する際には、他の事業でも活用しております社会資本整備総合交付金が活用できる場合も多いですが、建築物の整備に関するものについては、大規模な移動円滑化を目的としたものに限られるなど、本町の基本構想で定められた比較的小規模な事業には使い勝手が悪いことから財源を確保することが困難です。

また、民間施設の整備に関しましては、改装の時期でなければ対応できないといったそれぞれの企業としての方針をお持ちの場合が多く、ほとんどの事業が長期目標となっているところが課題であると捉えております。

なお、それぞれの事業の実施につきましては、特定事業計画で定めた時期を基準に進めてまいりたいと考えております。

4番目に町として何ができるのか。

多くの方が望まれている佐味田川駅のバリアフリー化に関しましては、国の方針や事業者の方針などの兼ね合いもあり、早期に実現することはできません。しかし、そのような状況下にあっても町単独でできることは進めてまいりたいと考えており、例えば段差のある佐味田川駅を利用しなくても町外へ移動できるよう、豆山きずな号のルートを変更し、段差のない駅や停留所に接続していることなど、町としてできることの例であると考えております。

次に、大きい4番の河合町公共交通基本計画について答えさせていただきます。

公共交通基本計画の進捗状況等につきましては、これまで地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通総合連携計画の策定を目指し、協議会を設置して取り組んでまいりました。

この地域公共交通総合連携計画につきましては、素案の段階まで作成が完了しており、計画に基づく事業として定時定路線のコミュニティバスの運行を目指しておりましたが、議会からデマンド交通に関する検討も必要であるとのご意見をいただきましたので、一旦コミュニティバスの運行を見合わせるとともに、福祉有償運送の拡充を行い、デマンド交通に対するニーズ調査も行ってまいりました。その間に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、改正後の法律に基づき奈良県と県内市町村が参画して、地域公共交通網形成計画を作成したなど情勢に変化が生じております。よって、今後は奈良県や近隣市町村との連携を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 河合町の活性化についての答弁の中で、夢ビジョンとか戦略会議等出てくるわけですが、非常に遠い話だと思います。一応10年計画で何ができるかということでシミュレーションをお願いしたわけですが、多岐にわたるわけですね。建物だけじゃなくて、人材の養成も含めて10年間をどうしていくのかと。特に財源が一番大きな問題やと思いますね。特に今、財政課のほうからありましたように2060年で1万5,500人の目標ということですが、この目標でもってやった場合にシミュレーションとして収入を確保できるかどうかとか、その辺のところは非常に我々としては不透明です。

それから、河合町で公共施設、民間を問わず町内においてのコンパクトシティ化ができるかどうかというところがちょっと私わからないですね。全国的には青森県とか青森市とか富山市はもう既にやっているわけですね。それを推進するために税制の見直しをやっているわけですね。遠いところに住んでいたらいろんなサービス受けられませんよ、税金高くなりますということを施策でやっているわけですが、河合町自身がコンパクト化を目指しているのかどうか、そのためにはどういう、例えば施設を集約していくのかどうかとか、そういうようなことで税制も含めてどの程度お考えになっているのか、ちょっと今の答弁で見えてこないですね。必要があるのかなということについてのその辺のことも明確にしていきたいと思います。いかがだったかどうかですね。

それから処遇改善、町職員さんには私はもっと頑張りたいと思っているわけですね。そのためにはやっぱり目標を持っていただくと、いつも人事政策については人事院勧告に基づいて上げ下げをしているということだけじゃなくて、今の答弁では職員センターが行っている研修ということなんですけれども、私はもう一步突っ込んで、こういう業務をやったらこういうふうに給料が上がるとか、手当がつくとか、要するにキャリアパスですね。こういう経験をしたらこれだけ給料が上がるよという河合町独自で職員さんが活性化できる、そういう仕組みをつくってほしいなと思っているわけです。

ただ他力本願で、職員センターでやっている研修を受けてもらうとか、独自でやっている研修を受けてもらうというのは、ただ単なる研修の断片的なことやと思うんですね。そうじゃなくて、職員さん自身がこういう業務をすれば、こういう勉強をすればこうなるんだというようなことを具体的につくっていかないと人間が減ってくるわけですからね。その辺のところをやっぱり明確にしていけるかどうかということを今後10年間でやっぱり目指してほしいと思っているんですけれども、今の回答ですとなかなかぴんとこないという回答なんで

すけれども、その辺についてのやはり今後、検討してもらえるのかどうかですね。我々住民にとっても大事なことで、サービス低下をしないように、そういうことで職員さんに頑張ってもらい。頑張ってもらいためには組織とか仕組みを変えていかないといけないということになりますので、その点について強く要望したいと思います。

それから、職員さんの今関連して、職員数は減らさないと、166名ということで、退職者が減った分の職員さんを採用していくということなんですけれども、そうしますと10年間でかなり変わってくるかと思しますので、そういう意味で今申しあげました人事政策について、処遇待遇とかキャリアパスを構築していかないと若い人は入ってこないというように思いますので、ぜひ検討してほしいと思います。

それからあと、以前にも一般質問させてもらったんですけれども、行政の業務をスリム化する。これは、先ほど3つほど挙げましたけれども、そうじゃなくて、例えば民間の人がやってくれる、本当に行政職員さんでないとできない以外のものは、極力委託とかあるいはボランティアとか、例えば玄関に受付を設けてもうボランティアの方に来てもらおうと、これも一つだと思うんですね。そういうようなことをやっぱり考えていかないといけないと思いますね。玄関はかなり変わりました。だけど、やっぱり一番大事なものは人なので、その辺のことをもう少し考えていただきたいと思います。

それから、町の情報公開と発信なんですけれども、ここでちょっと質問したいんですけれども、町のPR、私は前からちょっと言っているんですけれども、ホームページに外国人に対して英語で体験記とかPRをしてもらうようなのをつくってほしいです。今、SNSとかいっぱいありますけれども、ホームページで外国人にも見てもらえるようなホームページにしてほしいということなんです。広報誌でちらっと半ページほど出ておりますけれども、そうじゃなくて、もっと魅力ある、河合町はこんなものだというのを英語で発信してほしいんですね。だから、外国人も含めてやっていかないとこれからは競争していかないといけないわけですから、当然そういうことも考えていただきたいと思いますが、この点についてご回答をお願いしたいと思います。

それから、バリアフリーなんですけれども、住民からいろいろ出てきたと思うんですね。その具体例を回答してほしいんですね。例えばどうかというと、佐味田川の駅をエレベーター化するという計画があるけれども、これはもうできないんだということなのか、あるいはそれにかわるような方法、今おっしゃっているように高塚台とか佐味田川へ行く人、みんな池部まで行くとか、そういうことはわからないわけですね。だから、その辺のことを例え

ば住民から提案が過去出ていると思うんですね。その出たことに対してどういう回答をしているのか。ただ個別で自治会から出たら、はい、回答しましたで済んでいるのかどうかですね。そのことについて具体的に回答をお願いしたいと思います。

それからバス、バス停の中で、やっぱりこれから高齢化になってくるわけですから座りたいとおっしゃるわけです。ベンチをつけてほしい。ベンチつけることで法律的に問題があるのかどうか、費用的にどうなのかということを私は答弁をお願いしたいと思います。

それから、公共交通ですけれども、これは公共交通と、それから河合町がやっている自主的なデマンドバスとかそういうコミュニティバスとかあるんですけれども、民間ができるような施設というのは、これは今までの答弁ではなかなかできないということだったんですけれども、そのことについて、例えば行政が今やっているすな丸の拡大を今後どのようにしていくのかについて、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうからは、町のコンパクト化ということでお答えをさせていただきます。

公共施設等管理計画というものが平成29年3月に定められておりまして、それが今議員からおっしゃられました青森、富山といったところの先進地の成果がそろそろ見えてきているのかな、また、その中には成果だけではなくて課題もあると考えております。そういったことを踏まえまして、河合町として今、グランドデザインというのを慎重に進めているところですが、コンパクト化というのは河合町に3駅という資産・資源がございますので、それを中心とした計画というのは考えていけないといけないと思っています。ただ、立地適正化計画の中に都市機能誘導区域と住居誘導区域という区域を定めることになるんですが、それ以外の区域のまちづくりをどうしていくのかという課題が最重要であると考えておりまして、そのメリット、デメリットというところを慎重に考えながら進めていきたいと思っております。

次に、ホームページでの英語での発信ということですが、ちょっと話は変わるんですが、ALTの教師が河合町におりまして、その情報発信につきましては、若手職員を中心にアイデアを出して進めております。その一つとして広報の「ジュリーと英語で話そう！」というコーナーがございますが、そちらのほうをリニューアルして、来月7月号から親しみやすい内容に変えていこうという提案がありましたので、それを実現していきたいと考えておりま

す。

また、ホームページでの体験記等の発表についても積極的に次のステップとして考えていきたいなと思っております。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは収入の財源の確保ができるかということでそれについて回答させていただきます。

議員のおっしゃいました2060年ということで1万5,500人を目指しているということです。財政収支見込みにつきましては、現状から将来的な部分で、これでしたら例えば40年先とかいうことになってくると思うんですけども、その見込みというのが非常に見込みづらいということになっております。そのため、本町では8年間の収支見込みということでさせていただいているところでございます。ただ、人口としましては減少していくということで、町税の収入が落ちていくというのは間違いないというふうには考えております。そのため、町としましては、街再生総合戦略など独自施策を強力に進め、町の活性化を図り、増収を目指していく必要はあるというふうに考えております。

以上でございます。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） ご質問で、職員が何かをすれば給料が上がるとか、勉強したらそういうような給料が上がるかとかいうようなことに対しての検討をしていただきたいというようにご質問でございますが、一応回答としまして、現在職員の評価といいますのは能力、また業務評価というように形でやっております。いわゆる現業務を遂行するために上げた成果、改革等に対して評価を職員にしているわけでございますが、今後はそれ以外についても、職員自体に若い職員もいらっしゃる中、いろいろな企画、アイデア等を出される場合もございます。そのような内容も含めまして、今後それらも評価というように形でとれるような形を検討なりしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山次長。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） 私のほうからは具体的な提案の回答ということで、高塚台2丁目の自治会より要望書をもらいまして、そこにまた後から署名活動の書類ももらい

まして、それについて高塚台2丁目自治会から寄せられている佐味田川駅の改修に関して2,000名を超える署名が寄せられることは、多くの方が望んでおられるものと認識しております。ご要望いただいた内容につきましては、町としての提案書を添えて近鉄の担当者と協議させていただき、課題を整理した上で自治会に回答させていただいております。しかしながら、要望されている案につきましては、複数の改札口が必要になるなど、近鉄が定める無人駅の運営方針とは異なる部分が多くあり、また上下移動が約3分の1に軽減されますが、完全なバリアフリーは実現できないため、町が目指すバリアフリーの方針とは異なるものであると認識をしております。

次に、バス停のベンチを設置するのに法的にあるのかということで、バリアフリー法では、道路管理者はその管理する道路を道路円滑化基準に適合させるために必要な措置を講じるように努めなければならないというふうに努力義務が規定されております。そこで、道路管理者が設置しなければいけないんですけれども、一応バリアフリー基本構想では、バス停に関しての事業としましては、乗降場所への点字ブロックの設置、あとは幅員の確保となっております。事業内容につきましては、策定協議会における現地調査やその後の議論で決定したものであり、今のところ新たにベンチを設置する方針はありません。

以上です。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員、まとめてください。

○9番（西村 潔） バリアフリー化は長期にわたるんです。今、具体的な話が出ましたけれども、例えばベンチをつくることについての障害、予算の問題もあるし、道路法は構わないということなんですけれども、それについての回答を具体的にどのようにされたかということをまずお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山次長。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） 今、バス停のベンチですねんけど、先に一応28年度に点字誘導ブロックを設置しております。それから次にしなければいけないのは一応歩道の確保ということになっておりますんで、そっちを優先したいと思いますので、ベンチの設置というのはちょっと当分できないかと思います。

なお、昔ですねんけど、昔と言うたら怒られますねんけど、平成10年度ぐらいですねんけども、町道の歩道が狭いということで、ベンチではなくサポートベンチという形で、ちょっ

と立って、ちょっと腰かけられるようなベンチも高塚台2丁目、あと中山台のイオン前にもちょっと設置させていただいております。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 最終的にバリアフリーは非常に時間がかかる、予算もかかる。その中で計画外の問題も出てくるわけですから、そういうことに対してもし提案とか要望があれば、真摯にきっちりと検討した上で回答してほしいと思います。

以上でもって、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

◇ 池 原 真 智 子

○議長（疋田俊文） 2番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○8番（池原真智子） 議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

（8番 池原真智子 登壇）

○8番（池原真智子） それでは、議席番号8番、池原真智子のほうから一般質問をさせていただきます。

大きく1つ目に、発達障害者支援法についてお聞きをします。

この法律は2005年4月に施行されたもので、その定義として自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥性障害、そのほかのこれに類する脳機能障害であり、低年齢で発症するものとしています。

目的として1、発達障害者の権利擁護、日常生活支援。2、障害の特性に依拠した就労支援。3、児童健全育成事業の権利。4、特別支援教育体制の推進。5、早期発達支援、専門的発達支援。6、就学前乳幼児健診等による発見がうたわれています。

昨年7月にはこの法律の改正が行われ、1、発達障害の支援は社会的障壁除去のために行う。2、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援のための教育、福祉、医療、労働の連携強化。3、司法手続での意思疎通手段の確保。4、就労定着の支援。5、教育現場における個別支援計画、指導計画の作成推進。6、支援センターの増設などが新たに盛り込まれま

した。

これに基づき国及び地方公共団体は、1、早期支援、発見のための必要な措置。2、就学前や学校における発達支援、就労、生活、家族への支援。3、医療・保健・福祉・教育・労働が連携し、相談体制を整備する。4、保護者の意見尊重。5、関係部局の連携と被害防止のための協力体制整備が求められています。中でも特に市町村の役割として、早期発見に留意し、保護者への継続的な相談や情報提供、必要に応じて早期に医学的・心理的判定が受けられるような働きかけなどを行うこととしています。

言うまでもなく、発達障害をお持ちの方々はわかりづらい障害ゆえに、時として人から誤解され、問題の多い性格として差別されたり、いじめられたり、時には排除の対象にすらされてしまうことがあります。その意味では、私たち一人一人がきちんとその障害と特性を理解し、当事者の人たちの気持ちに少しでも寄り添い、共感の輪を広げていくことが誰にとっても生きやすく、住みやすい社会をつくっていくことにつながっていくのではないのでしょうか。そのためには行政、住民の果たすべき役割は重要ですし、だからこそ切れ目のない支援と啓発が何よりも求められているのではないのでしょうか。そうした立場から次の質問にお答えください。

1つ目に、町として発達障害をどのように捉えていますか。また、その特性についても明らかにしてください。

2つ目に、支援法は何ゆえ制定、施行されたとお考えですか。それに至るまでの経緯、根拠、法律が目指している目標はどこにあるとお考えですか。お示してください。

3つ目に、河合町で発達障害と認定されている方々は何人ぐらいおられますか。できれば年齢別、障害別の人数をお示してください。また、その人たちはどのような進路に進まれているのでしょうか。在宅の場合も含めて明らかにしてください。

4つ目に、町の発達障害に対する考え方を明らかにするとともに、支援の目標をどこに設定しているのか教えてください。

5つ目に、発達障害についての相談窓口及び相談支援体制はどのようになっていますか。教育も含めて具体的にお示してください。また、これらの情報は当事者や家族にきちんと届けられているのでしょうか。教えてください。

6つ目に、教育や保育から就労、高齢者対策まで、そのステージごとの支援の具体的な中身をお示してください。また、この障害を理解するための職員研修や住民への啓発はどのように取り組まれていますか、明らかにしてください。

大きく2つ目に、子供虐待の要因やリスク把握について質問いたします。

この質問は昨年12月議会で一度行ったものですが、時間の関係で論議が十分に深められませんでしたので、再度この場で質問させていただきます。

言うまでもなく、子供虐待は後を絶たず、命をも奪われるといった事件がこの日本で年間50件も起こっています。河合町でもこのような悲惨な結果を招くかもしれない事件が起こらないとも限りません。このことは町行政も含めて、全ての住民も含めて、全ての人が互いに確認できることだと思いますし、常に危機意識を持って対応に当たることが問われているのではないのでしょうか。

ところが、前回の一般質問では、虐待の現状やリスクの把握において、お互いの認識に温度差を感じてきました。痛感いたしましたのは、きちんと虐待のリスクを数字として把握し、それをみんなで確認し合い、その上でそれぞれの任務を明確にしながらチームとして取り組むということが、まだまだ実現し切れていないのではないかということです。今回再質問させていただくのは、その必要性を町として確認できるのか、またそうした取り組みが虐待予防にどこまで効果的なのかをお互いに確認したいと思ったからです。

再度申し上げますが、これは虐待によって亡くなるといった子供を決してつukらないという強い思いからです。もちろん具体的なケースに対応するのは大切ですが、それだけではなく、リスクが高い家庭を前もって把握し、福祉・教育・保健がタッグを組んで支援と介入を行うことが深刻な状況にまで至らせないということにつながります。何度も申し上げますが、問題はそのリスクをどのように把握していくのか、誰がどのようにかわり支援していけるのかだと思います。こうした立場から次の質問を行いたいと思います。

1つ目に、町内での虐待事案についてその数と内容を教えてください。また、その中でも深刻なケースはありましたか、教えてください。

2つ目に、そうした事案の把握はどのような形で行われましたか。さらに、これらに対する取り組み、対応はどのようにされてきたのか明らかにしてください。

3つ目に、虐待事案として顕在化する以前の現状やリスクの把握と危機介入、支援はどのようにされてきましたか。また、どのようなシステムで誰がそれをチェックし、どこで集約して対応や取り組みを決定してきましたか、具体的な取り組み内容も含めて教えてください。

それから4つ目に、虐待までに至っていないが、そのリスクが高く、注視が必要であるとか、日ごろの介入、支援が必要なケースなどはどこで誰がどのようにチェックし、決定していますか。お示してください。

5つ目に、虐待への対応やその予防に向けて、組織的、系統的に取り組まれているでしょうか。具体的にその中身を教えてください。

以上です。再質問があれば自席にて行います。

○保健スポーツ課長（中野典昭） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中野保健スポーツ課長。

○保健スポーツ課長（中野典昭） それでは、発達障害支援法について3つの項目が出ておりますので、随時説明させていただきます。

発達障害とは何なのか、またその特性について明らかにしてください。

まず発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、機能障害があつて、その症状が通常低年齢において発現するものと、発達障害者、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であつて、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。また、その症状が少しずつ重なり合っている場合が多く、社会性の特徴として対人関係が苦手、コミュニケーションが苦手、関心の偏りがあります。

行動面の特徴といたしまして、集中することが苦手、多動、衝動的な行動があります。学習面の特徴として、全般的な知的発達にはおくれはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の機能を学んだり、行ったりすることに著しく困難があるなどの特性があります。

2番目の支援法が制定、施行された経緯、根拠、目指すべき目標を示してくださいという質問ですが、周りから見て発達障害がある方のアンバランスな様子が理解されにくい障害であり、法制度もなく、障害者手帳の取得もできないなど制度の谷間になっており、従来の施策で十分な支援体制がとれない状態でした。

発達障害への理解の促進、症状の発見後、できるだけ早期に支援できるよう、乳幼児・幼児期から支援の促進をすることを目的として制定されたものです。

3番目、町内で発達障害と認定された人の年齢別、障害別人数、それぞれの進路先または在宅なのか、現状を示してください。

正式な人数は把握できていない状態ですが、特別児童扶養手当の受給者は46人で、身体・知的・精神等の障害者手帳保有者数以外の方が28人おられ、推定ですが発達障害であると思われまふ。進路先等については役場では把握できていないところです。

4番目、町は発達障害についてどのように考えており、支援の目標をどこに設定されていますか。

本人支援についての大きな目標は、障害のある子供が将来、日常生活や社会生活を円滑に臨むことができるように、保健センターでは就学時までのお子さんがスムーズに就学できるよう相談の場を設け、親子の支援を図っています。

5番目の発達障害に関する相談窓口及び相談支援体制はどのようになっていますか。これらは当事者、家族に情報として届いていますか。

1、町の相談窓口は保健センターを中心に、気になる子供に関する不安や疑問や希望者に対して臨床心理士による相談実施、社会福祉課の障害者担当者や地域包括支援センターが窓口となり相談を受けているところです。また、相談がありましたら、家族さんに情報提供しているところです。

2つ目、奈良県では発達障害センター奈良仔鹿園内にでいあ～を設置しており、日常生活での発達支援、ハローワークや関係機関と連携し、就労支援なども行っています。

3番目、新規の方には診断などで随時案内をしています。診断時において専門家の視点からお子さんの発達に不安を感じる場合でも、保護者がまだ不安を受け入れる準備ができていない場合もあります。発達障害に対する保護者の理解と受容には慎重な対応が求められます。各年齢に応じて、保健センター、社会福祉課、包括支援センター、保育所や教育との連携を図りながら療育体制の充実を図るように進めてまいりたいと思います。

6番目の教育、保育現場を含め、支援の具体的な内容及び職員や住民の啓発はどのように取り組んでいますか。

保健センターで行う未就学児において、相談や健診を通じて事業の説明を個別に行っています。約1時間ぐらい設けております。今後は教育、保育所や関係機関を含め、対象者の方が不安にならないようにサポートをできるように研さんしたいと考えております。

以上です。

○福祉部次長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉部次長。

○福祉部次長（辰己 環） 私のほうからは、子供の虐待の要因、リスク把握についてということで5つのご質問をいただいておりますので、答弁させていただきます。

1つ目としまして、町内での虐待の実態と内容及びその深刻性についてでございます。

虐待の実態としましては、いろんな多様な案件がありますが、大きく分けるとネグレクト、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待があります。28年度の件数としましては、ネグレクトが17件、身体的虐待5件、心理的虐待1件の合計23件を対応させていただいているところ

でございます。

そのリスクの高さといいますか、深刻性につきましては、実務者会議というのを開催させていただきまして、協議させていただき、対応させていただいているところでございます。

2つ目としまして、その把握方法ということで、どのような取り組みをしているかということです。もし通報等があった場合には、48時間以内に初期調査として安否確認をさせていただき、家庭訪問等を実施、把握させていただいているところでございます。そして、状況によりましては、児童相談所や警察、保健センター等の関係機関により働きかけて対応、見守りを行っているところでございます。

3つ目の虐待事案としてあらわれる以前の危機介入や現状把握、そこに至るリスク把握はどのようにしているか、そしてチェック体制はどのようにしているかということですが、リスク把握につきましては、実務者会議でその内容についてチェックを行わせていただいております。そして、システム的には要対協事務局を中心に関係各課に連絡調整会議やケースの個別会議を行い対処させていただいているところです。そして、困難事例というふうに判断させていただきましたら、高田こども家庭相談センターや西和警察とも連携させていただいて、対応するというシステムのものをとっております。

4つ目としまして、虐待と言えないほどリスクが高い、注意が必要なケースについては、誰がどこでどのような形でチェックしているかというご質問ですが、特定妊婦や各機関の観察記録として、要対協の事務局、地域子育て支援センターで一応管理をさせていただいております。そして観察記録につきましては、皆で共有するというところで、年3回、進行管理を実務者会議でさせていただいているところです。それで、状況に応じましては関係機関とのケース会議をさせていただくということもございます。

5つ目の虐待対応または予防において組織的、系統的に取り組まれているのかというところでございますが、河合町では要対協として、いきいき河合っこネットワークという組織を組織させていただいておるところで、その構成機関としましては、西和警察、中和保健所、高田こども家庭相談センター、中和福祉事務所、社協、民協、町の医師会、歯科医師会、そしてNPO・ボランティア団体、教育委員会の関係、福祉関係とかの各課をまたがってこの組織で町全体を見守り、また情報収集もその組織にかかわるようなことがあれば情報提供いただいで、させていただいているところでございます。

私のほうからは以上です。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 1つ目の発達障害の件についてお答えを願ったんですけれども、①のところで特性についていろいろ答弁をいただいたんですけれども、課長がいみじくもおっしゃられたように、なかなか理解されがたい、性格がおかしいのではないかという偏見を持たれやすいのが発達障害の特性やと私は思うんですけれども、そういう意味においてはトラブルがあると思います、一般社会、それから学校、保育所等で。そんな事案があったのか、なかったのかについてまずお聞きをしたいと思います。

それから、3つ目の人数なんですけれども、私にとってはなぜ把握できないのかということが、法律までつくられた障害なので、その辺についてきちんと把握して対応すべきというふうに思いますけれども、その点についてどうでしょうか。教えてください。推定でお答えを願ったんですけれども、きちんと把握して支援をしていくということが必要なので、それもお願いいたします。

それから、4つ目の支援の目標について、日常生活に支障がないような支援をやっていくということなんですけれども、それで後にも出てきますけれども、保健センターが大体窓口、地域包括センターと保健センターと社会福祉課ですか、窓口になっておられるということなんですけれども、その相談の窓口において、その相談の体制がどんなふうなシステムになっているのかについて教えてください。

それから5つ目の当事者とか、家族に対する情報提供なんですけれども、それも具体的にどんな形で行われているのかを教えてください、それから年齢に応じて療育体制を充実しているということなんですけれども、私が聞いている範囲ではそんなふうには決してなっていないので、この質問をさせていただいているんですけれども、適宜必要に応じてきちんと対応できていない現実が保健センターの窓口で起こっています。その辺について療育体制の充実と言われているけれども、その具体的な中身について再度お答えを願いたいと思います。

それから、6番目のステージごとの具体的な支援の中身について教えてくださいということで、健診とかを通じてサポートできるよというふうに物すごく抽象的な答弁だったので、もうちょっと具体的な答弁をお願いします。

それから虐待のほうでは、全体を通じて実務者会議という言葉が次長から何回か出てきましたので、その内容とかメンバーとかについて教えてください、それから平成28年で23件の虐待事案が報告されたということなんですけれども、これは行政として多いか少ないかというふうに思われているのかどうか、その評価について教えてください。

それから、通報があつてから48時間以内に安否確認ということなんですけれども、これは誰がどんなふうに行われているのか。それから、児相と警察にも通報すると、困難な事例の場合ということにはなつたんですけれども、それは何件ぐらいどんな事例があつたのか、28年度ベースで教えていただきたいと思ひます。

それから、リスク把握のチェックを実務者会議でやっているとということなんですけれども、その具体的な中身というか、やり方、メンバーについて教えてほしいと思ひます。

それから、支援体制とか、5つ目の話なんですけれども、要対協という話が出てきたんですけれども、課長が思われるほど要対協は機能していないと思ひます、私は。私自身もメンバーとして参加させていただいて、なかなか個人情報との関係で具体例は出しにくいんだと思ひますけれども、要対協が即戦力のメンバーになっているかと言えば決してそうでもないので、せやから私が申し上げたいのは、先ほどの質問もさせていただきましたけれども、チェックとか対応とかをどこでどんなふうにしていくのか、みんなで共有化できる中身を教えてもらいたいんですね。以前に12月議会で質問させていただいたときはチェックシートもつくっているということなんですけれども、それが何か埋もれてしまっているのではないかと、いうふうに危惧をしますんで、その点について再度お答えを願ひたいと思ひます。

○保健スポーツ課長（中野典昭） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中野保健スポーツ課長。

○保健スポーツ課長（中野典昭） 質問の保健センターの対応がもう一つ、いまいちということなので、これを胸に受けとめて、保健センターに帰って指導していきたいと考えております。

○福祉部次長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉部次長。

○福祉部次長（辰己 環） 人数の把握等について回答させていただきます。

発達障害というのは、課長が説明したような内容の障害でございますが、町で把握させていただいているのは、精神手帳をお持ちの方とかという人数は把握できているんですけれども、発達障害をお持ちの方は必ずしもそういう手帳を申請されるというわけではございませんので、推計としての人数を回答させていただいたところでございます。

それと目標、体制というところで、この発達障害についてまだまだ河合町は取り組みが薄いかないと私も認識しているところで、やっぱり保健センターの専門職を中心に体制を強くして持って行って、住民の方に理解していただけるようにということをしていかなければいけ

ないというふうに今考えているところでございます。そして、情報提供とかももちろん保健センターから発信とかというのはある程度はしているところなんですけれども、もっと具体的に障害をお持ちの方にわかりやすくというような情報発信が必要であるというふうに認識しておりますので、そのように改革をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

議長、すみません。

○議長（疋田俊文） 辰己次長。

○福祉部次長（辰己 環） すみません。続いて虐待についても回答させていただきます。

実務者会議のメンバーというところで、子ども・子育て支援の家庭相談員さん、そして教育委員会、安心安全課、保健センター、そして社会福祉課、そして外部では西和警察、高田こども家庭センター等でそのような実務者会議を基本的にはさせていただいております。そして必要であれば、要対協のほかのメンバーさん、お医者さんとかという方も呼びして会議をさせていただくということになります。そして、昨年度の件数が23件ということで、私どもの把握件数が23件だけであって、埋もれているというか、連絡がないということも多々あると思いますので、もっと実際はあるんじゃないかなというふうに私は考えています。

そして、48時間以内に確認ということで、基本的にはこれは子ども・子育て支援センターの家庭相談員さんに確認をしに行っているというところでございます。そして、もし保育所とか学校に通っておられる子供がありましたら、そこの先生等に確認をしていただき、状況把握をさせていただいて、体に傷がないとか、そういうところまで一応確認させていただいているところなんです。

そして要対協が余り機能していないんじゃないかなというところでございますが、先ほど言いましたように、実務者会議で入っている以外のメンバーさんにも、もちろん虐待についてのいろんな情報を提供していかなければというところがあります。そして困難事例というのは、28年度におきましてはそこまでの困難事例はなかったのかなと、継続している困難事例者はいてはりますけれども、新規ではなかったです。新規で通報等を受けたのは5件ありました。そして、要対協のメンバーさんにもいろんなことでご協力をいただくということで、年1回、要対協の総会みたいな感じでさせていただいているところなんですけれども、また協力をお願いしたいというふうに考えているところです。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 発達障害についてなんですけれども、一口に保健センターの指導をするということなんですけれども、それは余り大ざっぱな答弁ではないかと思います。保健センターの何がどのようにだめなのか。だめなのかというのは、全部を否定しているわけではなくて、健診でひっかかったお子さんをお持ちのお母さんからの訴えなんですけれども、丁寧な扱いをされていないというのが現状なんです。その辺について、もう少し保健センターの取り組みについて行政としてチェックをされるべきではないかなというふうに思いますし、一番大事なのは、乳幼児期、乳児健診でしたら、やっぱり保護者の方の思いというのが大切なので、保護者の方の思いに寄り添えていないのではないかと私なんかは思いますので、どんなふうにチェックをして——保健センターの取り組みですよ——どのように指導されようとしているのかを教えてくださいと思います。

それから、先ほど回答がなかったんですけれども、いろんな発達障害の人と社会の中、職場の中、学校でトラブルがありますんで、私はその学校現場、それから住民の皆さんにきちんとその特性を理解していただくための啓発が何よりも必要ではないかと。それと職員の研修ですね。さっきちゃんとした答弁がなかったんですけれども、その点についても一度ご答弁願いたいのと、それから正式人数が把握できないというのはわからなくもないんですけれども、把握しなければ対応は難しいというふうに私は思います。

しかも、さっきの1回目の答弁で進路先がわからない、なんじゃこれほど。どんなふうに、例えば療育センターへ子供さんの場合だったら通っておられるのかとか、それから大人の方でしたら職場にきちんと通えているのかとか、定着しているのかとか、それこそ法律でうたわれているような中身についてチェックをして、町としてどういう啓発ができるのか、どういう支援ができるのかということで図るべきだと思いますので、その点についてももう一度お答えを願いたいというふうに思います。

それから虐待の件については、要対協の件で次長またお答えあったんですけれども、実務者会議は実務者会議としてきちんとされているんだろうと思いますけれども、何かこう要対協との関係で後手に回っているという気がしないでもないので、もう少し要対協を、虐待予防とか深刻な事態にまで至らせないための活用方法を町としてもう少しきちんと考えるべきではないかということと、それから表に出てきているのは昨年度で23件だけどもという次長の話で、まだいろいろ埋もれている事案があるということでありました。だからこそリスク把握が必要なわけで、特定妊婦の話はわかります。特定妊婦だけではなくて、私が前に申し上げたんですけれども、数字でチェックしていく、妊娠期からチェックするということを

やられている市町村が実際にあります。その辺のところできちんと把握する方法をとられるべきではないかと思うんですが、その点について再度お答え願います。

○福祉部長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口部長。

○福祉部長（門口光男） 保健センターでの取り組みの充実というところでお答えのほうをさせていただきます。

まず、行政としての第一歩につきましては、まず知ることというように考えております。また、同時に保健師の意識づけといいますか、温度差があってはならないというように考えております。あくまでも気づきのレベルで観察を行いながら保護者の方との信頼関係ですか、築くことが大切だというように私自身認識しております。そうした中、保護者の方が気になる場合は、なるべく早い時期に専門機関に相談することを勧めながら、早期に支援することが望ましいというように考えておりますので、またその際、本人並びに保護者の意思ができる限り尊重されなければならないというように考えますので、そのように努めてまいりたいというように考えております。例えば、奈良リハビリセンターへの受診等を希望される場合は、保護者の方に寄り添いながら手続を行うなどの対応に心がけてまいりたいというように考えます。

また、人数の把握につきましては、なかなか隠れている部分がございますので、難しいかと思えますけれども、就学するまでは保健センターがかかわっているべきだというように考えますので、その辺、注意を払って人数の把握に努めてまいりたいというように考えます。

○福祉部次長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己次長。

○福祉部次長（辰己 環） 実務者会議と要対協との連携が薄いんじゃないかというご指摘をいただきました。私も感じています。だから、どのようにすれば連携できるかということを検討して、また連携して協力していただきたいというふうに考えています。

そして、リスクの把握ということなんですけれども、これは一応事務職とかが入って、実務者会議等をさせていただいているんですけれども、やっぱり専門的なところで、高田の児相とかというメンバーさん、西和警察のメンバーさんに入っていて、本当にどんな対応をしようというところで、この人はリスクが高いということでしたら、やっぱりそれなりの対応ということで児相に入っていたりとかということは今も実際に行っております。そして、現状の把握だけで済んで見守っていこうという案件とか、いろんな案件、リスクに

応じての対応を今はとっているところがございます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 保健センターの件については引き続き指導というか、何が保健センターで一番欠けているかと私が感じますのは、保護者の気持ちに寄り添うというか、推しはかるみたいなのがとっても抜けていて、しかも自分の子供が発達障害ではないかと感じたときに、支援の場はこんなところがありますよというのを自分でリハビリセンターにとりに行きなさいみたいな指導があったわけです。そんなことではなくて、保健センターがそういう情報を持っておいて、それを保護者に伝え、しかもそこに連絡をしてあげるぐらいのサービスが、やっぱり保護者にしたらとっても不安なので、その点についてもう一度お答えを願いたい、それだけお答えを願って私の質問を終わって、引き続きまた今後もお互いに討論していきたいと思えます。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 門口部長。

○福祉部長（門口光男） 今後につきましては、相談内容も含め、また家庭訪問等を行いながら、継続した形で対応できるように指導といたしますか、心がけていきたいというように考えますので、よろしくをお願いします。

○議長（疋田俊文） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

10分間、暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時41分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 馬 場 千恵子

○議長（疋田俊文） 3番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

（4番 馬場千恵子 登壇）

○4番（馬場千恵子） 議席番号4番、馬場千恵子、一般質問通告要旨に基づいて質問したいと思います。4点について質問をいたします。

第1番目は、佐味田川駅のバリアフリー化についてです。

平成26年10月に、河合町バリアフリー基本構想が策定されました。背景と目的について記されています。また、実施する事業計画と目標期日の設定の中で、佐味田川駅のエレベーターの設置は長期、すなわち、おおむね10年以降と極めて曖昧な設定となっています。佐味田川駅周辺の住民が求めているのは、エレベーターの設置にこだわらず、高齢者の方や障害のある方、また、バギーを利用している方がスムーズに駅を利用できるようになることです。

そこでお聞きいたします。

1番目に、河合町バリアフリー基本構想の中に記されている背景と目的について説明してください。2番目は、エレベーターの設置以外にバリアフリー化を進める手だてを検討されていますか。3番目は、エレベーターの設置設定、おおむね10年以降では理解できません。具体的に示してください。

2番目の質問は、部落差別解消推進法についてです。

昨年、2016年12月9日に参議院本会議で可決成立し、16日に施行されました。この新法は、部落差別の解消推進のための理念法と言いながら、逆に新たな障壁をつくり出し、部落差別を固定化、永久化する危険性があることを、まず最初に申し上げておきたいと思います。

また、8月に、部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議が参議院法務委員会に出されています。この内容は、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動が部落差別の解消を阻害していた要因であったことを厳しく指摘しています。また、国や自治体が行う教育及び啓発や実態調査によって、新たな差別を生むことがないよう強く求めるものになっています。

人を出自や系譜、住んでいる地域によって差別してはならないことは当然です。憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と基本理念を宣言し、同14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と法のもとの平等を保障しています。しかし、この新法が基本的人権にかかわるさまざまな課題の中で、部落問題を特別扱いするこ

とで新たな障壁をつくり出すことにもなり、乱用されれば行政をゆがめ、内心の自由、表現の自由が侵害される危険があります。河合町として、教育及び啓発、実態調査はどのように行うのか、具体的に示してください。

また、法の実施により、憲法で保障されている法もとの平等が侵害されないという保障があるのかも教えてください。

3番目の質問は、国民健康保険の県単位化についてです。

2018年度からの国保県単位化に向け、納付金など準備が着々と進んでいます。その進捗状況と対応についてお伺いします。

1、河合町では、1人当たりの保険税、収納必要額の増減はどのような結果になっていますか。

2番目は、納付金に対して、保険税率の決定、賦課、徴収は町の役割です。徴収方法はどのように検討されていますか。特に、県の標準保険料率は3方式（所得税、平等割、均等割）での統一を目指していますが、河合町はどのように対応しようとされていますか。また、その影響は試算されていますか。

3、県単位化後、国保44条、また77条に基づく保険税や一部負担金の減額、免除等、また保健活動などはどのようになりますか。各町村の裁量とするように県の国保運営方針に反映するように要望してください。

4、今後のスケジュールについて。納付金の確定、町の国保条例の改定や来年度の保険税率の決定などはどのようになりますか。

5、県単位化になったときに、保険税が上がらないように基金を残しているとのことでしたが、どのように反映されますか。

6、2016年度の国保会計の決算見通しは、どうなっていますか。

4番目の質問は、学校の設備改善についてです。

3月議会で、教育環境の改善について質問いたしました。このたび学校訪問をさせていただきましたところ、以下の点について改善を求めたいと思います。

第三小の洋式トイレが使用できるように修理してください。洋式トイレが設置されていますけれども、使用できないトイレ等がありました。

2、第三小学校の雨漏りの修理をしてください。特に、理科教室については早急に対応してください。また、カビなど健康的にも悪影響を及ぼします。また、天井が落下するなどの危険性もあります。これから梅雨の時期も迎えます。早急に改善をお願いします。

以上です。

再質問は、自席にてしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山次長。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） 私のほうからは、佐味田川駅のバリアフリー化について、回答させていただきます。

基本構想の背景と目的についてということで、我が国では、急速な勢いで少子高齢化が進んでおり、高齢者が自立した社会生活ができることや、子育て世代が安心して子供を産み育てることができる社会環境づくりが急務となっており、このことは、本町においても例外ではありません。このことから、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進を目的として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本構想をバリアフリー基本構想策定協議会における関係者の協議などの手続を経て策定したものです。

2番目に、エレベーター以外にバリアフリー化を進める手だては検討されていますかということですねけれども、佐味田川駅の段差を解消する方法につきましては、基本構想ではエレベーターを設置する方針が示されておりますが、費用面や管理上の問題を整理し、エレベーター以外の手法につきましても、近鉄を交えて協議検討しております。

エレベーター設置設定は、おおむね10年以降では理解できません。具体的に示してくださいということで、基本構想で定めた整備時期につきましては、施設管理者である近鉄と協議し、協議会に諮った上で決定しております。

佐味田川駅のバリアフリー化につきましては、近鉄の協力が不可欠であります。近鉄では、国が定めた移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、平成32年度までに1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅全てで、段差解消などの移動円滑化を実施するという目標に向けて事業を進めておられ、同駅の整備についても、具体的な時期をお示しすることはできませんが、少なくともそれ以降になるものと認識しております。

以上です。

○教育部次長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村教育部次長。

○教育部次長（上村欣也） 私のほうからは、部落差別解消推進法についてお答えします。

部落差別の解消の推進に関する法律が昨年12月に公布、施行された背景には、若年層の部落差別、同和問題に関する知識不足や無関心が顕著であることや、また、インターネットに

よる新しい部落差別が起きていることから、この法律が制定されたと考えられます。

まず、1つ目の、町として教育及び啓発、実態調査はどのようにしているのかということですが、そのことに関しましては、教育委員会主催の人権学習講座や県内の人権にゆかりのある地に赴いてのフィールドワーク、また、県や郡と共同で学習会や講演会を開催することで、部落差別を初めとするさまざまな人権問題に対する正しい知識と認識を深めるよう努めております。

あと、啓発活動につきましては、河合町人権・同和問題啓発活動推進本部が主催いたします差別をなくす町民集会や街頭啓発等を実施しております。

また、実態調査につきましては、これは、国が地方公共団体の協力を得て行うこととなっておりますことから、国から、もしくは県から要請があった時点で協力していきたいと考えております。

あと、法の施行により、法もとの平等が侵害されないかという保障はあるのかという質問でございますが、町といたしましては、憲法や人権にかかわる法律を遵守し、あらゆる差別の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（疋田俊文） 中野課長。

○住民福祉課長（中野雅史） そしたら、私のほうから、国民健康保険の県単位化についてということで、6項目にわたりまして質問いただいていることにつきまして、順次回答させていただきますと思います。

まず、1点目、河合町1人当たりの保険税、収納必要額の増減はどのような結果になっていきますかということなんですけれども、現在、保険税の計算過程において必要となる政省令の改正や国のガイドラインのほうを整っていない状態から、現時点においては、具体的な収納必要額が示されていないことから、1人当たりの収納必要額の増減につきましては、現時点ではお示しさせていただくことができないという状況になっております。

次に、納付金に対して、保険税の決定、賦課、徴収は町の役割です。徴収方法はどのように検討されていますか。特に、県の保険標準料率は3方式で統一を目指していますが、河合町は、どのような対応をしようとしていますか。また、その影響額は試算されていますかというご質問ですけれども、河合町の国民健康保険の賦課方式につきましては、資産割を含む4方式となっております。平成30年度の都道府県統一化により、奈良県では資産割を用い

ない3方式を採用することということで、おおむね意見の一致が図られているところであります。

本町の資産割額の賦課総額が、平成28年度では約4,900万円となっております。この資産割を都道府県統一化時に廃止する場合と、段階的な税率改定を行い、廃止を行う場合の新税率改定による被保険者の方の負担額の状況の変化や、負担感、県への納付金の財源確保への影響などを見定めていく必要があると考えております。その時期につきましては、今後、県が示す納付金の額も見定めた上で、河合町国民健康保険運営協議会において意見をお伺いしながら、どのような形で県の統一賦課方式に持っていくことが最善な方法なのかを検討していきたいと考えております。

次に、県単位化後、国保44条、77条に基づく保険税や一部負担金の減額、免除等、また保健活動などはどのようになりますかということで、各市町村の裁量とするように県の運営方針に反映するように要望してくださいということなんですけれども、本町の独自施策につきましては、都道府県統一化を見据える中で、保険税や財源も含め、そのあり方を検討していく必要があると考えております。

県内統一が行える施策については、県から財源交付が可能ということで説明がなされておりますが、特に保健事業については、被保険者の健康増進を図ることや、増え続ける医療費の抑制からも、財政責任主体者である県が中心となって、県域での医療費適正化や健康づくりの取り組みを推進するとされております。今後、県内の統一が図れなくなった事業については、財源を確保することで、引き続き実施することが被保険者の健康管理や医療費抑制に結びつくものと考えられる保健事業の人間ドック、脳ドック等のそういった助成事業を独自でやっておるんですけれども、それらにつきましては、引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、保険税や一部負担の減免、免除におきましても、市町村間で定める基準において実施できるとのことです。現行の減免等の実施を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、今後のスケジュールについて、納付金の確定、町の国保条例の改定や、来年度の保険税率の決定などはどのようになりますかというご質問ですけれども、初めに、納付金の確定時期ですが、10月に県における国保運営方針が策定される予定であります。11月には、政省令の改正や国・県のガイドラインに沿った形で納付金の仮算定を行う予定となっております。その後、年明けの1月に本算定を行い、各市町村の納付金等を確定するスケジ

ルールとなっております。

また、町の国民健康保険条例の改正や、平成30年度の保険税率の改定ですが、保険税率の改定につきましては、県が示します納付金の確定が年明け1月と予定されており、この確定を受けて、県が示す税率に基づき試算をし、その結果をもって、本町における保険税率を定めることとなります。したがって、税率改正に係る条例改正案の提出は、3月議会定例会のほうで上程させていただく予定となっております。

次に、県単位化になったときに保険税が上がらないように基金を残しているとのことですが、どのように反映されますかということなんですけれども、現在、納付金の額が示されていない状況であり、保険税の増減額の状況については不明ですけれども、保険税の収納不足となった場合の納付金の対応や、想定外の医療給付の増額による県への納付金の対応において、保有基金による対応が必要となります。このことから、基金の適切な管理は必要と考えています。今後、基金の活用方法については、河合町国民健康保険運営協議会のほうの意見もお伺いしながら、急激な保険税の負担とならないよう、基金保有残高を見定めながら、基金活用を図れると考える範囲で、県への納付金の財源に充てることにより、段階的に県が示す保険税率に近づけるよう行うことができると考えております。

最後に、2016年の国保会計の決算見通しはどうなっていますかということなんですけれども、平成28年度の決算見通しにつきましては、歳入総額が25億1,643万円、歳出総額が25億165万円となっております。単年度収支で約1,478万円の黒字となっております。

以上であります。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、4つ目の学校設備の改善についてということですが、第三小学校の洋式トイレにつきましては、学校側から報告を受け、直ちに修理に当たりましたが、修理部品が廃番になるなど、少しおくれていました。現在は、部品の調達ができましたので、修理は完了しております。

続きまして、第三小学校の雨漏りでございますが、第三小学校は、統廃合の対象の学校でございますが、子供たちがいる間はメンテナンスを行っていきたいと考えております。雨漏りにつきましても、梅雨どきですので応急対応を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 佐味田川駅のバリアフリー化について、まず再質問したいと思います。

位置づけとか、目的というか背景については、バリアフリー基本構想に書かれているとおりだと思います。それは、担当課とも、私たちも含めまして、認識は一致しているかと思いますが、その認識のもとにこのバリアフリー化を求めているわけですが、佐味田川駅を利用している人数が、近鉄とかと協議した結果、国の方針ですが、乗降客が3,000人以上ということですが、それについては、もう何年も前から聞いていることなんです、何名利用しているかということもさることながら、こういった階層の方が利用されるということも見ていかないと思います。

基準は、人数だけではなくて、高齢の方とか階段を利用しにくい方、それから車椅子での利用の方、また小さい子供さんを持っている方とかが利用されれば、とても今の状態では利用できないということなんで、さきの質問もありましたけれども、例えば小さな子供さん、河合町で育った娘さんたちが帰ってきたときに、佐味田川駅を利用できないという、子供を連れて帰ってこられないというような状況も生まれているということも聞きますし、また、地域住民の方の要望も大変強いということで、3,000名にこだわらず改善をしていてもらいたいというふうに思います。

特に、佐味田川駅は多くの大字の方が利用されるということで、高塚台とか泉台、または西穴闇の方とか広瀬台の方、すぐ近くの城内ですかね、マンションの方も含めまして、利用される方が多いということなんですけれども、働いている方が多かった時期は、かなりの方が利用されていて、その方が高齢化になって、本当に仕事以外に利用したいというときに利用できない駅の状態になっているので、お年寄りとかは本当に大切にというか、河合町で住み続けてもらいたいというような気持ちであるならば、この問題を解決していてもらいたいというふうに思っています。

また、近鉄も検討しているけれども、なかなか進まないということだったんですけれども、どのように検討されていて、いつごろ検討されていて、その結果はどうだったのかということもお聞きしたいと思います。

このバリアフリー化というのは、本当に長年の要望でもありましたので、もちろんエレベーターの設置というのが一番いいわけですが、それに限らずいろんな方法を考えていてもらいたい。できるように努めるのではなく、そういった高齢者の方を含めて利用してもらおうということを前提に、バリアフリー化をするということで、どうしたらいいのかとい

うことも考えていってもらいたいというふうに思います。

この整備については、例えばエレベーターを設置するにしても、国が3分の1を出す、自治体も3分の1を出すということで、つくるためにどうしたらいいかという財源確保も含めて具体的に検討していかないと、このままでは佐味田川周辺に住んでいる人は、「年とったら佐味田川駅を利用しなくてもいいやん」みたいな発想になってしまいますので、河合町で安心して暮らしていけるようなまちづくりのためにも、ぜひこれは具体的に解決するための手だてを打っていってもらいたいというふうに思います。

それと、今後のスケジュールなんですけれども、バリアフリーについても、おおむね10年以降というのが、20年でも30年でも10年以降になりますので、その辺の具体的なところを示してもらいたいと思います。長期ということで、バリアフリー構想のところでも、こういった10年以降という曖昧な言い方、全般的にされていますけれども、具体性がないということで、その点についてもお示してください。

部落差別の解消法のところなんですけれども、私が最初に言いましたように、新たな差別が生まれまいかというところを懸念しているわけです。この解消法が12月9日に制定されたわけなんですけれども、その前日の8日に附帯決議というのが出されています。この附帯決議というのは、今までに私も質問の中でも述べましたけれども、過去の民間の運動団体の行き過ぎた言動が部落差別の解消を阻害しているということで、そのための警鐘というか、この附帯決議を遵守するというか大切にしながら、新たな差別が生まれまいようにしていってもらいたいと思います。

また、調査活動についても、この附帯決議にも書かれていますけれども、国がするという推進法ですので、自治体としては、本当に独自で条例をつくってするとかということはありませんので、啓蒙活動にしても、特別扱いするような行き過ぎたことのないような、憲法に基づいた、附帯決議に基づいた方法でもらいたいということを述べておきたいと思います。

それと、小学校のトイレの改修は、もう既に終わっているということなんですけれども、雨漏りについてなんですけれども、先日からちょっと雨の降った日もありましたけれども、その後の状況はどうなっていたのか。

また、私も訪問したときに、3階の廊下にバケツとか、たらいとかが20個ほど並んでいたという異状な状況を目の当たりにしたわけなんですけれども、何でこのような状態になるまでおいておいたのかということも疑問なんですけれども、改めて子供たちの教育環境がこんな

でいいのかというような疑問もあるわけです。子供たちが安心して学べる、例えば理科教室もごらんいただいたかと思いますが、天井にしみができて、穴があきかけているような、そんな状態で理科の学習が十分できるのかという、雨が降ったらどうしようみたいな、雨が降ったときには理科の授業はないのかとか、いろいろ思うわけですが、そのような状況のないように。また、子供たちがいる間はメンテナンスをきちっとしていきたいということでしたので、環境を整えていただくということをお願いしておきたいと思います。

これは、三小だけではなくて一小においても言えることですので、河合町の子供たちがいい環境で、クーラーのこともトイレのことも言いましたけれども、そういったこともあわせて、いい環境で学習できるような、そのようなものをつくっていただきたいと思います。

それと、国保についてですが、まだちゃんと決まっていなくて、県のシミュレーションとか、県のほうでは、国保税が上がるであろう自治体について、激変緩和ということで援助していこうというようなことも出ていますので、出ていないからといって、何もそれ待ちになることはないと思うんです。河合町としてできることとしていただきたいと思いますというふうに思うわけですが、この激変緩和で県から幾らかおりてくるわけですが、河合町は、特に基金について、ほかの市町村よりも多くの基金があるんですね。それはもう比べていただいたらよくわかると思うんですが、住民から集めた国保税だけではないと思うんですが、今まで納めてこられた加入者の方に幾らか、単位化になるまでに激変緩和——激変緩和については、基金から国保税に補助を出しても激変緩和はしていくというふうになっていますので、その心配はないかと思うので、していただきたいと思いますというふうに思うんですが、基金の使い方についても、今いろいろと言われましたけれども、その点について、保険税に還元していく予定があるのかどうかもちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（中山雅至） 多くの方が望まれている佐味田川駅のバリアフリー化ですが、町のほうでも、エレベーター以外にもスロープを設置する方法やホームの移設、また改札を移設するなどの方法なども検討しております。ですが、国の方針や事業者の方の方針などの兼ね合いもあって、早期に実施することはできません。しかし、そのような状況下にあっても、町単独でできることは進めてまいりたいと考えて、例えば段差のある佐味田川

駅を利用しなくても町外へ移動できるように、豆山きずな号のルート変更を試みたり、段差のない駅や停留所に接続するなど、町としてできることは一応やっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） まず、佐味田川駅のことなんですけれども、早期にはできないということで、今までのご答弁を聞いていたら、できないんじゃないかというふうに思うというか、その気持ちのほうが強くなるわけですけれども、今の佐味田川を利用しなくても、池部の駅を利用したらいい。豆山きずな号も含めて改善していく、それはそれで改善していただくということは、すごくいいことだと思います。池部のほうの駅の利用者の方も増えてきているという状況ですので、いいわけですけれども、例えば、近くの駅を利用したいというのは、若いときよりも年をとってからのほうが要望が強いわけですよ。わざわざ遠くまで、またバスに乗って池部の駅まで行ってというような利用の仕方、それも必要ですけれども、本当に高齢化していくと、近くにある駅を利用して移動したいという要望のほうが強くなっていくと思います。

今、河合町で住み続けるというか、年を重ねても河合町で暮らしたい。また、小さな子供さんが生まれても河合町で暮らしていきたいというような、町としても、その方向で進められているとは思いますが、そのためには、これは欠かせない課題だと思います。10年以降とかいろいろ意見が出ましたけれども、その話を聞くと、もう全然つくる気がないのかというように受けとめられても仕方がないというふうに思うんですけれども、実現するためにどうするかという具体的なところを真剣に考えてもらいたいというふうに思います。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 議長。

○議長（疋田俊文） 竹田部長。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） バリアフリー、当然長期になってできないのではないかなというようなことですが、我々といたしましては、当然バリアフリーは必要ということでバリアフリー基本構想、それを立てて今現在動いております。当然、近鉄との交渉の中でも、エレベーターがいいのか駅を変えるほうがいいのかと、いろいろそういうふうなことも協議しております。

我々、当然すぐにできることは、先ほど課長も申しましたようにやっております。例えば、先ほど言いましたように、豆山きずな号を段差のない停留所でおろして、王寺へ行ってもら

うとか、当然そういうようなことも考えております。

また、近鉄が10年かかるというようなことも、当然近鉄は企業ですので、利益等を上げるためには、その辺も理解できるところです。

今後、何ができるのかというようなことでございますけれども、先ほど森嶋次長のほうが西村議員の質問で答えましたように、まちづくりの一体となった整備という中で、現在、グランドデザイン考えておりますので、その中の、例えば都市計画マスタープラン、その中に佐味田川駅の利用の促進等を入れる。また、奈良県とのまちづくり包括協定、その中で今計画しておりますけれども、駅を中心とした都市機能を見直すとか、それから立地適正化計画、その中で例えば居住誘導施設等、そういうのでできるだけ利用客を増やしていくとかいうようなことで、まちづくりも含めた検討を今後していきたいというふうに考えております。

○教育部次長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村次長。

○教育部次長（上村欣也） 先ほど議員、新たな差別ができるかが心配やというふうにおっしゃったと思いますけれども、私のほうとしましては、先ほども申しましたとおり、今までの取り組みを継続してやらせていただいて、当然、今までの勉強会とかいろんなものにつきましては、部落差別だけではなく、DVや子供の虐待とか障害者の方の問題とか、そういうような勉強会もしておりますので、同じような形でやっていきたいと考えております。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員、あと1分ですので、まとめてください。

○4番（馬場千恵子） 国保のところですけども、保険料とかもなかなか確定しないし、いつ確定するかという見通しも示されましたけれども、県としては、河合町としてどれだけ納付するかというような金額も一定示されている中で、ある程度これだけの保険料というのは算定できるかと思うんです。それぐらいの算定はされているかと思うんですけども、それに基づいて基金をどのように活用していったら、激変緩和の金額もある程度入れていただいて、保険料はどのぐらいになるのか、また、3方式になっていったら高くなる部分もありますので、その辺はどうなるのかということも示していただけたらと思います。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（疋田俊文） 中野課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 今後の保険料の動向、県のほうである程度示されているんじゃないかということなんですけれども、先ほどもお答えさせていただいたんですけども、現

在、県のほうでまずシミュレーションした中で、いろいろな課題のほうが出てきております。というのが、所得情報とか被保険者情報というのは、市町村のほうから県にお渡しさせてもらって、その情報をもとに保険料を求めるとのことと、あと、平成30年度から1,700億円の公費の拡充がされます。その公費の配分方法はまだ定めていないという一つの問題があります。

それと、医療費の推計についても、診療報酬の改定による医療費の推計がまだ見込めていないところで、1人当たりの医療費に見合う保険料を確保するのにどれだけになるかというのが、大きな変動があるということで、その辺は国保のほうの計算システムというのは、国のほうで配布されて、県のほうでされているんですけども、そのシステムにおいても、一部不具合があるということで、そういったことが重なって、今のところ具体的な数値のほうは、確たる数値というのがお示しさせてもらえないこととなりますので、その辺はご了解のほうをお願いしたいなと思います。

基金のことなんですけれども、今後、また県のほうも激変緩和ということで、その激変緩和率というのが県のほうに移行した場合と、移行される前の保険料の伸び、どれだけになるか。どれだけ激変緩和するかという形になるんですけども、激変緩和率でいうても、10%伸びたら、その分を超える部分については、県の特例基金とかいう基金があるんですけども、利用して財源を補填するのか、15%とするのかということによっても、いろいろその辺のまだ取り決めも見えていないところがあります。

その辺によって、市町村においての具体的な、これだけの金額を納付してくださいという金額が示されていないという状況でありますので、その辺は、仮計算というのが11月のほうにされる予定になりますので、その辺になれば近い数字が出てくるのかなということを思っています。そこから、うちのほうの独自の税率、いろいろなある程度のパターンの税率によって保険料を試算して、影響額、被保険者の方の過大な上昇率にならないように、基金を活用できる範囲で活用させていただいて、その辺は、上昇率のほうは抑えられるのであれば抑えていきたいと。その激変緩和も6年で、県のほうは統一保険料を目指すということをされていますので、その6年のほうで、どういう持っていく方したら一番滑らかにというか、上がり幅が少なくなっていくのかというのは、今後検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（疋田俊文） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

1時半から再開します。

休憩 午後 0時22分

再開 午後 1時30分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 清 原 和 人

○議長（疋田俊文） 4番目に、清原和人議員、登壇の上、質問願います。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

（3番 清原和人 登壇）

○3番（清原和人） 議席番号3番、清原和人が通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

8年前、学校の統合問題についての統合委員会がありました。私もその一員として参加しておりました。人口減を食いとめ、活力あるまちづくりのため、第1に教育問題があります。活力のある教育環境の充実と、魅力ある教育内容の創造、確立が大切です。

第2の問題として、河合町に住んでうれしい、楽しい、おもしろい、幸せと思えるプライドや特徴のある町になってほしいと常々考えています。また、県内外の人たちに河合町の特徴や位置を頭にイメージしていただく取り組みやアピールが重要になります。着実な政策の実行により、若い世代を中心にあらゆる人々に河合町に興味関心を持っていただき、人口増につながるように願っています。

本日は、3つの課題について質問をいたします。

1つ目は、学校再編についてです。

本年3月に待ちに待った河合町教育大綱素案、河合町教育振興計画、河合町学校再編方針案が明らかになりました。特に河合町教育大綱の基本方針4の学校教育環境の充実、（1）学校規模適正化と学校再編では、全国的に少子化が進む中で、本町においても児童生徒数が

昭和60年前後をピークに、その後は大きく減少すると見込まれます、平成23年3月の河合町立学校規模適正化検討委員会提言はもとより、文部科学省が小中学校の統廃合を検討する際の指針となる手引を60年ぶり、平成27年1月に改定しました、この公立小学校・中学校の適正化規模・適性措置等に関する手引と、平成27年6月に法制化された小中一貫校なども視野に入れ、学校再編の方針を示し、保護者等に周知した上でさまざまな意見を聞きながら計画的に進めると述べられています。

(3) 学校施設の改善及び整備では、老朽化が進んでいる学校施設が多く、優先順位の高いと判断されたものから必要な整備を実施します、ほかにもトイレの改修、バリアフリー化など学校教育環境の整備に努めると記されています。河合町の教育改革が動き始めたように感じられます。

河合町学校再編方針案には、適正な教育環境を維持していく上で、学校の再編は避けて通ることのできない課題となっており、河合町の子供たちによりよい教育環境を提供するため、学校再編方針を取りまとめると書かれています。

検討結果では、平成32年度に全ての学年が単学級になる第三小学校を第二小学校に統合するのが望ましいとまとめられています。

また、中学校再編は速やかな統合とはならないものの、将来は統合の方向で考えられています。もし中学校の統合の選択をしない場合は、小中一貫校の選択肢も考えられています。学校再編に向けての取り組みを進めておられますが、次の点につきましてお答えください。

①平成32年度統合を計画されておりますが、保護者、地域の同意を得るためのスケジュールに無理はないのか。

②第二小学校、第三小学校の統合は、第二小学校への吸収統合なのか、それとも新しい学校でスタートする対等統合になるのか示してください。

③統合までの第三小学校の維持管理や、第二小学校の改修計画についてお答えください。

2つ目は、外国語活動の移行措置についてです。

文部科学省は、2020年度小学校の次期学習指導要領の全面実施に向けて、18年度からの移行措置の内容を発表しました。英語に親しむ外国語活動の時間を増やすため、総合的な学習の時間を年15時間まで振りかえてもよいとする指示が出されました。

移行措置は、新旧の指導要領をまたぐ児童生徒の学習内容に漏れが生じないようにするのが目的です。小学校の英語は、聞く、話すを中心に英語に親しむ外国語活動を3、4年生に導入し、5、6年生の英語は教科書を使って読む、書くを加えた正式教科になります。3年

から6年生の授業時数は年35時間増えます。増加分は学校の判断で土曜日に授業したり、5、6年生では1時間45分の授業を15分に分割して、始業前に授業することもできます。河合町内の子供たちが英語嫌いにならないため、教育委員会として移行期間をどのように考え、現場に指示される予定ですか。また、それに向けた教員研修の計画についてお答えください。

3つ目は、河合町のキャッチフレーズについてお聞きします。

私は5月に大阪府阪南市の箱の浦自治会まちづくり協議会に視察研修に行きました。視察中、協議会の役員さんと河合町についての話になりましたが、河合町の位置や特色についてほとんど理解されていないことがわかり、愕然としました。名阪の法隆寺インターチェンジが河合町だと説明すると、位置関係については少しわかっていただけたようです。河合町の存在を知ってもらえるインパクトのあるキャッチフレーズが今必要だと思われま

す。河合町には大和川、古墳、廣瀬神社、馬見丘陵公園、旧村の町並みや里山、西大和ニュータウン、近鉄3駅、法隆寺インターチェンジ等数多くの自然環境、文化遺産、温かい人情、ベッドタウン、交通の要所の特色があります。

例えば、「かわいいまち河合町」、「古墳のまち河合町」、「馬見丘陵公園のまち河合町」のような河合町としてのキャッチフレーズを制定して、内外にアピールすることが大切だと思われま

す。「水辺の里河合町」のキャッチフレーズが長年存在していますが、余り浸透していないのが正直な実感です。若い世代を中心とした定住促進や多くの観光客に来ていただき、河合町に興味を持っていただく起爆剤につながります。

河合町として、このことについてどのように受けとめておられますか。また、構想や計画があれば教えてください。

再質問につきましては自席で行います。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 学校再編についてと外国語活動の移行措置についてにお答えさせていただきます。

まず学校再編でございますが、スケジュールに無理はないかというご質問です。

統合のスケジュールにつきましては、平成32年4月まで3年を切り、無理がないかということですが、教育委員会ではパブリックコメント行ったほか、小学校以下の子供を持つ保護者の方にアンケートを実施しました。現在集計を行っているところでございます。また、こ

これらの結果を広報誌やホームページに掲載するとともに、今後は、住民・保護者を対象に説明会を行う予定でございます。一人でも多くの方にご理解をいただきたく行うものでございます。

このような形で実際に動き出しておりまして、計画どおり運んでいると考えております。

次に、対等の立場での統合かということですが、統合に際しては、どちらかの学校のやり方を踏襲するのではなく、互いの話し合いによって運営方法など決定していきたいと考えております。

次に、統合までの三小、二小の件でございますが、学校が存続する間は、維持管理を行っていきたくと考えております。また第二小学校につきましては、建築後四十数年を経過していますので、学校再編の方針にもありますように大規模な改修を行いたいと考えています。規模や内容につきましては、現在検討しているところでございます。

2点目の外国語活動の移行措置についてでございますが、平成32年度の小学校での英語の教科化に向け検討を行っているところでございます。今一番の課題は、授業時間の確保にあると思います。

現在5、6年生は、週1時間の英語に親しむ時間を確保していますが、教科化となりますともう1時間確保しなければなりません。時間の確保につきましては、モジュールと呼ばれる45分授業を分割して15分授業を週3回行うことや、総合学習の時間を英語に充てること、また職員会議の時間を充てるなどといったことが考えられます。町内の各小学校では、時間の確保の方法を同じにしようと話し合っているところでございます。

研修につきましても、県教育委員会の研修が夏休みなどを中心に始まっております。各小学校でも校内研修を実施し、スムーズに移行できるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○企画部次長（森嶋雅也） 議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうからは、河合町のキャッチフレーズについてお答えをさせていただきます。

これまでまちづくりの指針といたしまして、「輝きと潤いを みんなで築く 水辺の里」、
「都市機能を有する田舎づくり」、「地域の絆づくり」などを掲げ、それに応じた各種ハード及びソフト面の整備をしてまいりました。どちらかという町民向けのコンセプトになっておりまして、町外の方へのプロモーションには至っていなかったのかもしれないと考えて

おります。

しかし、昨今、地方創生が叫ばれる中、本町でも人口対策を進めておりました、移住定住の促進のために町外の方に河合町の住みやすさを発信していく必要があると認識をしております。

そのためには、河合町街再生総合戦略を作成する上でかかわっていただいた住民や有識者、並びに全職員からの意見を踏まえて、さらには河合町の人口構造の問題である、若者が出ていってしまう現状を何とかしないといけないという思いから、町の魅力や住みやすさを発信し、町に住み続けてもらい、また転出した方を呼び戻すための施策を「そうだ、やっぱり河合で暮らそう！」というキャッチフレーズであらわして、推し進めているところです。

これからも、このキャッチフレーズとともに、町のイメージキャラクター「すな丸」を携えて継続的に町外へのイベントなどにも出向き、地道に河合町の住みやすさを町外の方にプロモーションしていきたいと考えております。

以上です。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） それでは、ちょっと再質問をいたします。

初めに学校再編についてです。今ちょっと答えてもらったんですけども、流れとしてはわかりました。小学校の統合の方向性の後に、ちょっと教育大綱や学校再編方針の中学校再編の検討の中でちょっと述べられています小中一貫校の選択肢もあると考えます、そういうように中ではちょっと記されています。どのような狙いがあるのか、それだけちょっと後で答えてもらえたらなと思います。

それから、第二小学校については新しくスタートしますので、これから改修のことをしっかり考えていくということで回答していただきました。第三小学校につきましては午前中質問、それから説明あったんですけども、第二小学校も、先ほど言っていたように町内では古い学校になっています。各教室、それから非常階段に出る扉の鍵がやっぱりかかりにくいとか、それからガラスの補修とか、それとか教室の一番後ろのロッカーのあたり、上のベニヤ板も長年の使用でやっぱり劣化している、けがの原因になっていると、そういうようなこともあります。

また、非常階段の蛍光灯もちょっと壊れていると、そういうような状態になっていますので、とにかく統合で新しいスタートを切るために、しっかり改修計画をやってほしいなと思

っています。それについてもちょっと再度回答をお願いします。

それから、外国語活動の移行措置についてです。それについてもちょっと聞きたいことがあります。

先ほど課長のお答えがあつて、各校のばらつきというか、なるべく起きないようにするということでも言ってもらったんですけども、教育委員会のリーダーシップを発揮してもらつて、3つある小学校の中で、あるところだけは移行期間というか、本番までの間15時間使うけれども、あるところは使わないとか、そういうようになればちょっと保護者の不安も大きくなりますので、とにかく各校のばらつきが起きないようにちょっとお願いしたいなということと、それから、今多分町内でも経済格差等による保護者の不安というか、また英語も教科になる、また塾に行かせなければならぬ、そういうようなことも多分出てくると思います。

そういう意味で、河合町内にも英語の堪能なというか、そういう地域の方々が多くおられます。ある学校には地域サポーターも入っているということも聞いていますので、各3つの小学校に満遍なくちょっと入るように配慮願えたらな。

それとまた社会教育、夏休みとか冬休み、そういうのを利用して英語に親しめるというか、そういうようなところもちょっと考えていただけたらなというように願っています。

この2つの点について、またよろしくをお願いします。

それから、最後、河合町のキャッチフレーズのことで。

今河合町を取り巻く中では、近鉄へ乗りましたら、「池部馬見丘陵公園前」とか、それから駅の掲示ポスターもかなり整理されていまして、多分訪れてこられる方にはいいイメージが伝わっているかなと思います。でも、ちょうど1週間ほど前ですか、ちょっと三重県のほうへ行かして、ちょうど伊勢自動車道を走っているときには、高校レストランのある町、何々町というのが高速道路に看板が上がっていまして、ああ、これテレビでよくやっているやつやな、マスコミにも数多く取り上げられている町なんだなとすぐわかりました。

そういう意味でも、河合町も名阪が通っていますし、そういうような看板というか、今絵だけしか描いていないと思うんですけども、そういうような、もしいけるのであればそんな感じでキャッチフレーズを出すとか。

それとか、また河合町でもいろんな取り組みをされていると思います。そういうことで情報発信もできると思いますので、再度どのように考えて。今もし何かやっていることがあったら、もうちょっと具体的に教えてください。

以上です。お願いします。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 小中一貫校につきましてでございますけれども、新しい考え方として国から提案がありまして、近隣でも取り組まれるというところがございます。教育の効果というところがまだまだ不確定なところもあると思いますので、その辺を検証してこれからの町の方向性というのを決定していきたいと考えております。

一貫校の狙いというのはよく言われる中1ギャップをなくすとか、弾力的な区割りができるとかいったところかなと思っております。

二小の改修につきましても当然行っていきたいと考えておりますので、その辺は実施したいと思います。

次に英語でございますが、英語につきましても先ほど言いましたようにばらつきが起きないように、校長会初めその辺で学校のほうに指示を行っているところでございますし、また今年度から一小、二小にもICT機器を導入するところでございますので、その辺も活用していこうと考えております。

以上でございます。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） キャッチフレーズですが、余り乱立しますと焦点がぼやけてしまうということもございますし、キャッチフレーズだけではやはりだめなのかなと考えています。その後続く戦略というのがやはり重要なのではないかなと思っています。

例えば、議員おっしゃった「かわいいまち河合町」ということであれば、国のクールジャパン戦略ということで、アニメ、フィギュアとかのコンテンツであったりファッションであったり、そういう戦略とうまいことかけ合わせて、例えばクリエイティブ産業を充実させるとか、そういったところまでの戦略をしっかりと定める必要があるのかなと思っています。

ただ、トレンドとともにキャッチフレーズ、キャッチコピーというのは変化するものと考えておりまして、その時代背景に応じたものもタイムリーに発信できるようにアンテナは常に十分広げて準備しておきたいと思っています。

そのような中、今年は全国規模の国民文化祭等が奈良県で開催されます。河合町は「ようかいあーとふえす」と銘打って展開する予定でございます。来年には近鉄開通100周年イベ

ントも開催されますので、何か新しいトピックが生まれる期待感があるのではと考えています。そういったところで、今あるさまざまな魅力的な資源、それが今点として存在していますので、いろいろな手段を講じてこれを線にする、さらには面にするという施策を展開していきたいと考えております。

以上です。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） きょう冒頭で申し上げましたように、活力のあるというか、やっぱり教育環境の充実と魅力ある教育内容の創造とか確立を目指してほしいなと思っていることと、それからやっぱり河合町に住んでよかった、そういうプライドや特徴のある町に向けたというか、そういう取り組みの充実もお願いしたいと思っています。

とにかく人に優しくというか、活力ある河合町になってほしい。そういうことを願いまして、私の本日の質問を終わりたいと思います。

○議長（疋田俊文） これにて、清原和人議員の質問を終結いたします。

◇ 森 尾 和 正

○議長（疋田俊文） 5番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

（7番 森尾和正 登壇）

○7番（森尾和正） 議席ナンバー7番、森尾和正が通告書に基づいて質問いたします。

1番、平成29年度予算と専決処分について。

平成29年度当初予算は否決されました。大幅な予算増額の場合は全員協議会を開いて、もっとも議論を重ねて説明もするべきだったと思います。日程に余裕がないため一部を除いて専決処分されました。日程は最初からわかっていますので、もっと余裕を持つべきではなかったでしょうか。せつかく審議した議案が議会を通さず、議論もなしで専決処分で決まるというのは、議会の存在がありません。今後どのようにしていくのかを説明してください。

2番目、本庁舎の耐震補強工事について。

災害本部となる本庁舎の耐震補強工事は、早くしなければなりません。耐震補強工事のできた自治体へ視察に行ったり、近隣の市町村の工事金額を参考にして、少しでも低い金額にするための検討はされていますか。

この近隣の市町村の工事金額を参考にして、少しでも低い金額というのは、この去年から今年の予算を見ていたら、認定こども園、防災無線、情報発信基地、庁舎の耐震はまだですけども、これも今年度入りますけれども、それを入れるとざっと30億円です。認定こども園は広陵は7億ぐらい、防災も当初予算は6億5,000万がよそは二、三億でした。何かよそより倍みたいな金額を伺います。耐震もそのような予感がします。それでこの質問をしました。

3番目、ふるさと納税について。ふるさと納税の受入額が近年急増しています。その背景には、寄附者が実質負担2,000円でそれを上回る返礼品をもらえるという仕組みの認知が広がったことや、制度の拡充があります。

ふるさと納税は自治体の地域活性化にプラスの効果があります。今後は体験型の返礼品を拡充したり、魅力的な政策や事業に対する寄附を呼びかけたりする自治体が多くあらわれてくることが予想されます。河合町としてはどのように対応されていますか。

4番目、学童保育児童の安全について。学童児童の夏休みなどは集団登校ではなく、1人で登校します。また夕方の下校も危険です。児童の安全はどのように考えておられますか。

5番、学校のPTAについて。共働きの多くなった現在では、小中学校のPTA活動は保護者にとって負担になっています。全国では入会は任意が本当ですけども、任意のところが増えていきますので退会が増えていくと聞きます。河合町の現状は今のようになっていますか。

再質があれば議席にて質問させていただきます。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、平成29年度予算と専決処分について答弁させていただきます。

平成29年度当初予算につきましては、2月27日全員協議会で増減理由や主な事業について説明し、あわせて財政健全化計画の見直しや認定こども園の基本設計概要などについても、全議員の皆様にご説明させていただきました。その後、3月定例会に提案いたしました。議会からの修正案等の提示もなく、原案否決となりました。

新年度開始までに当初予算が成立していない場合、住民生活や行財政運営に多大な影響が予想されるため、臨時会の開催に向けて調整を重ねましたが、同意を得ることができず、臨時会を招集する時間的余裕がなくなったことから、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月30日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

また、専決処分いたしました一般会計予算では、議会から修正案等の具体的な反対理由は示されませんでした。予算委員会での審議や反対討論などから、否決の原因と思われ、認定こども園の整備、それと健全化に伴うイベント等の削減について、当初予算には計上せず、継続事業あるいは国庫補助事業で当初予算に計上しなければ補助金が交付されない事業など、どうしても必要な事業についてのみ計上しており、決して議会の意見を軽視するものではありません。

なお、認定こども園の整備や財政健全化に伴うイベント等の削減につきましては、町民の意見を伺い、また議会との意思疎通も図りながら、再度検討を行い、その結果により補正予算で提案などを考えてまいります。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） それでは、私のほうから庁舎の耐震補強工事とふるさと納税についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、本庁舎の耐震補強工事についてでございますが、耐震補強の工法等を検討するに当たりまして、近隣の自治体における補強工法、工事費用など状況調査を行い、参考にはしております。

しかし、本庁舎と近隣自治体庁舎とは耐震の安全診断数値やまた建物の構造が異なるため、補強工法や補強を必要とする箇所数等がかなり異なっておりますので、近隣の自治体の工事費用のみを参考にして本庁舎の耐震工事を考えることは困難であると思っております。ただ、耐震補強が一応基本として考えておりますので、必要以上の改修工事は今のところ考えておりませんので、その辺、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税の推進施策の対応状況でございますが、平成27年度からふるさと納税者に対し、お礼の品の贈呈を実施しておりまして、現在はパンフレット、チラシ、町のホームページ、民間サイトのホームページによる啓発広報等を行っております。

今年度は、寄附者からの意見にもありました、寄附者にとって便利でありますインターネ

ットを通しての申し込みによるクレジット決済、コンビニからの寄附金の納入が可能となるよう、民間業者との手続を進めているところでございます。

また、今後につきましては、引き続きお礼の品の協力企業者への依頼、また、すな丸グッズなどの商品の開発、ユニークな企画や事業などのことを検討しまして、今後寄附の募集をしてみたいと思っております。

また、西大和学園OB会とか町外在住者、民間事業者などへのチラシの配布、県の公共施設などへのチラシの設置などを行い、ふるさと納税額の拡充を図りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○福祉部次長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己次長。

○福祉部次長（辰己 環） 私のほうからは、学童保育児童の安全についてお答えさせていただきます。

町としましても登下校の安全は大切なことだと考えておりますので、学童保育に入所申し込みいただくときに、保護者の方に、登下校は保護者、家族等によって行っていただくようお願いしているところでございます。

そしてまた、同じ方向に帰る児童がありましたら、指導員によります声かけをして、一緒に帰るよう徹底しているところでございます。

そして、学校でも、もし何かあったら大声を出しなさい、110番の家を確認しておいて逃げ込みなさいなどの指導も行っていただいているところでございます。そして、もし何かあれば保険対応というので保険の適用もさせていただいているところです。

以上です。

○教育部次長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村教育部次長。

○教育部次長（上村欣也） 私のほうからは、学校のPTAについてお答えいたします。

ペアレント、ティーチャー、アソシエーションを略してPTAという言い方をしております。アソシエーション、すなわち共通の目的や関心を持つ人々が自発的に組織する団体という意味でございます。

本町には、それぞれ幼稚園・小中学校にPTAが組織され、保護者と学校が連携をして各校・園の運営を進められてきているところでございます。活動内容には学校間で違いはありますが、運動会や文化祭のサポートのほか、バザーや避難所体験などにも参画していただき、

地域の皆さんにも評価をしていただいております。

しかし、ご質問で触られましたように、共働き家庭やひとり親家庭が多くなっております。そのため、各校・園で活動の縮小や見直しをし、負担軽減を進めているところでございます。校・園の運営が円滑に進められるよう、引き続き保護者の皆さんと十分協議を重ねる必要があると認識しております。

以上です。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 1番目。この当初予算と専決処分なんですけれども、初日の日に町長からもこの専決処分の理由を聞き、それは住民生活のためということで、いろいろなことを考慮すると、それはそれで理解はできるんですけれども、住民の皆さんは、これからも専決が頻発されるんじゃないか。予算なんかはちょっとこれ異常ですしね。せやから、そういう面でも、できたらこの場で町長の答弁をいただきたいと思います。今後どうなるかということちょっと今の答えではなかったように思いますので、今後どういう、不安を持ってはりますので、その答弁をお願いします。

それと、本庁舎の耐震補強工事。他町村なんかはどんなところを大体視察に行かれましたか。

それと、ふるさと納税。河合町としたら納税額と返礼品はどんなものか、金額と返礼品はどんなものか教えてください。

それと学童保育の児童、保護者に送り迎えはしていただくようにということですが、なかなかやっぱりできない家庭もありますしね。ちょっと僕の話で悪いんですけども、二十何年前ですけども、うちの上の娘は学童へ行っていて、僕はどうしてももうその送り迎えはできませんし、1人で帰らせました。そしたら5時か6時でしたか、帰る、ほんなら変な不審者が後をつけてくると。

家の中へ入ると同時に鍵をあけたときにドアと一緒に入られたら怖いから、裏の庭へ行ってもまたついてこられたら怖いから、もうどこかうろうろしていたんですって。ほんで、やっこさ近所の方がそれを見て、その家へ助けてくれましたけれども。ほんで後で後日聞いたら、近所のやっぱり女の子が被害に遭っていました。

せやから、どうしてもこの送り迎えのできへん家庭もありますので、その辺ちょっとこれからの検討というか、それをちょっとお答えください。

それと、学校のPTA、今はどのぐらいの入会率ですか。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、予算の専決処分について住民の方が不安に思われているということについて、答弁させていただきたいと思います。

平成29年度の当初予算の専決処分につきましては、臨時会の開催に向け調整を重ねてきましたが、同意を得ることができず、臨時会を招集する時間的余裕がなくなったことからやむを得ず行わせていただいたものでございます。住民生活や行財政運営への影響を考えた結果、専決処分をせざるを得なかったということをご理解願いたいというように思います。

また、専決処分の内容につきましては、否決となりました予算をそのまま専決処分したのではなく、予算委員会での審議などで否決の原因と思われる認定こども園の整備、また健全化に伴うイベント等の削減を除き、義務的経費や継続事業などに限定しまして専決処分を行わせていただいたものでございます。

このことにつきましては、住民の皆様にもご理解いただけるよう専決処分を行った経緯などについて、6月1日付で町広報誌やホームページにより説明させていただき、さらに議員が今おっしゃいましたように6月の議会初日に町長から全議員の皆様にご報告させていただいたところでございます。また、7月8日に予定しておりますタウンミーティングでも説明してまいりたいと考えております。

今後につきましても、予算の専決処分につきましては慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 私のほうから庁舎耐震補強でどこを参考にされたかという市町村でございますが、北葛の3町、上牧町、王寺町、広陵町の3町を参考とさせていただいております。

あと、ふるさと納税の返礼品としてどのようなものかということですが、一応町の特産品としてイチゴ、ブドウ、漬物のもと、洋菓子、肉などがございます。一応16品の中から選択できるようになっておりますので、寄附された方が希望されたものを返礼品としてお送りさせていただきます。

それと、当町における寄附の申し込み状況だったと思いますが、24、25年度あたりはふるさと納税としては申し込み等はございませんでした。26年度に2件で3万円、27年度、返礼品を始めたことによってかどわかにはわかりませんが、102件という形で217万5,000円。それで昨年度、28年度につきましては29件の61万円というような状況でございます。

○福祉部次長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己次長。

○福祉部次長（辰己 環） 学童の送り迎えについてですが、先ほど回答させていただいたように、申し込み時におきまして保護者の方に登下校は送迎していただくようお願いしているところで、現在は基本的には、第一小学校、第三小学校では、基本保護者の方でお迎え等の送迎はしていただいているところでございます。二小に関しましては学童保育の時間、5時までの時間帯は集団で帰るように指導させていただいておりまして、集団下校をしていただいております。そして5時以降、延長保育6時までの方は、保護者の方が送り迎えしていただいているのが現状でございます。

○教育部次長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村教育部次長。

○教育部次長（上村欣也） 私としましては、学校運営は全ての保護者との共同作業だと認識しておりますので、そういう意味で皆さんに協力を求め、また協力をいただいております。以上です。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今の3番のふるさと納税なんですけれども、27年度102件やったのに28年度29件というのは、それは原因は何でしょうか。

それと5番の学校PTAですけれども、一応はPTA活動の必要性を訴えていると今おっしゃったんですけれども、大体ほとんど全員が入られていますか。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） ふるさと納税の27年度から28年度にかなりの減数というその原因ということですが、これが原因かどうかというのは、はっきりしたものはわかりませんが、推測としまして27年度に河合町が初めて商品を返礼品として取り入れたと。その中に珍しく紅白のイチゴを掲載させていただきました。それらが珍しかったのか、ほとんどそれらのほ

うの申し込みがもう6割7割程度がそういう形でした。

それらをまた次の年度も僕らは期待をしていたんですが、ちょっとそれらのリピーターというのが余りもう少なかったのか、またこちらのPRの仕方が悪かったのか、そういうのも一理あるかとは思いますがねんけども、その辺が一つの要因であろうかと思っています。

そういうことも兼ねて寄附される方の希望されるクレジット決済とか、コンビニでの納付ができるようにというような希望とか意見等もいただいておりますので、今年度そういうような形を通しまして進めているところで、それで今年度はまた若干そういうので増えるんじゃないかなというような期待は持っております。

○教育部次長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村教育部次長。

○教育部次長（上村欣也） 申しわけございません、全ての校・園、加入率は100%になっております。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） ふるさと納税、いろんな返礼品で多少そのときのあれで伸びたりいろいろあると思いますけれども、返礼品も物じゃなくて体験型、河合町はいろんな古墳群、馬見丘陵公園、いろいろな歴史的なものがありますので、それとか魅力的な政策、そんな事業は予定されていますか。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 今議員おっしゃった体験型とか、魅力的な政策に対するふるさと納税の募集ですが、現在のところ今まではそういうのを対象として募集等はしておりませんでした。今年度、今おっしゃったような形で何かいいもの、体験型、また魅力的な政策、事業等を取り上げて、それらに対しての募集というような形での検討も今のところしておりますので、今後もまたそれらを取り入れたいなとは思っております。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） この体験型、魅力的なというのは、河合町は歴史のある町ですので、今生涯学習課では、そこと政策調整課の夢ビジョンとかでいろんな魅力的な政策を考えておられますので、政策調整課、それと生涯学習課とか、3つの課で検討して物すごくいい事業を

考えたらいいかと思いますけれども、どうですか。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 検討におきましてはその課だけじゃなく、全庁、次長なり部長とかが集まった中でも、皆さんのご意見を取り入れて検討もしているところでございますので、その辺ご理解していただきたいと思います。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） これにて森尾の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。

◇ 岡 田 美伊子

○議長（疋田俊文） 6番目に、岡田美伊子議員、登壇の上、質問願います。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

（1番 岡田美伊子 登壇）

○1番（岡田美伊子） 1番、岡田美伊子が通告書に基づいて一般質問いたします。

初めに、ピロリ菌について質問させていただきます。

胃がん患者の95%がピロリ菌に感染していることがわかり、ピロリ菌の除菌をすることが胃がんを予防すると言われていています。ピロリ菌除去後の胃がどのように傷害を受けているのか、ピロリ菌に感染すると数週間から数カ月で100%の人が慢性胃炎になると言われており、そのままにしていると慢性胃炎から萎縮性胃炎を経て分化型胃がんへと進むことがあります。

また、慢性胃炎から萎縮性胃炎を経ないで直接未分化型胃がんへと進むケースもあり、慢性胃炎から胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃MALTリンパ腫、機能性ディスペプシア、胃ポリープ、特発性血小板減少性紫斑病へと進むコースもあります。ピロリ菌によって発生する胃の病気は、ほとんど全ては慢性胃炎から始まっているということが言えます。

胃がんについては、公明党の主張で、平成25年2月に悲願である胃がん予防のためのヘリコバクターピロリ菌の除菌が保険適用として認められ、これまでに3万件を超える除菌が行

われました。胃内視鏡を保険適用の要件としたことから、除菌により将来胃がん予防だけでなく、現在の胃がんも発見し、早期治療につながっております。

今こそ胃がん検診にピロリ菌除菌検査を早急に導入していただき、将来胃がんと現在の胃がんの早期発見につなげるべきだと思います。河合町の見解はいかがでしょうか。

また、がん検診推進事業で子宮頸がん、乳がん、大腸がんの無償検診クーポン券の配布効果はどのぐらい行われているのでしょうか。

次に、災害時における避難所や病院等では、お湯と飲料の確保のための災害協定の推進について、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、さらには一昨年、関東東北豪雨など、我が国ではこれまでも地震、津波、さらには台風等による風水害など多くの災害が発生しています。

このような経験から、国を初め各自治体で防災減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられてきています。このような中、災害時にはその初期段階及び避難所において飲料を確保することが重要であります。近年、飲料自動販売機の中には災害時に被災者に対して無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地方自治体においては災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体もあるそうです。

中でも、東日本大震災の経験から生まれた災害支援型紙コップ式自動販売機は、災害発生後、電気、水道が確保されれば、災害時にお湯、お水等に、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等において大きなメリットがあると言われております。

これまでの主な実績としては、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9月10日の提携開始から10月10日の避難所閉鎖までに延べ8,000杯が提供されました。また、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の病院機関において、1日最大500杯の提供がされ、各地から派遣されたDMATの方からもお湯の提供は大変に助かったとの声も出ているそうです。

そこで、河合町においても、このような災害時に避難所や病院等において、お湯と飲料を提供できる災害支援型紙コップ式自動販売機の設置並びに災害協定の締結を検討すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

再質問は議席にて行います。

○保健スポーツ課長（中野典昭） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中野スポーツ課長。

○保健スポーツ課長（中野典昭） それでは、ピロリ菌検査について。

河合町ではピロリ菌検査も同じように導入しないのかという質問でございますが、現在のところ、症状がない時期にできるだけ早く胃がんを発見し、早期に治療を考えるよう、今年度より胃内視鏡検査を実施すべく準備を進めております。

ピロリ菌検査は胃がんそのものを発見する検査ではございませんので、個人負担となりますが、人間ドック等のオプションにおいて受診いただければと考えております。ご理解よろしく申し上げます。

通告書のがんの件数なんですけど、後日改めて報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○安心安全推進課長（阪本武司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 阪本安心安全課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） それでは、災害支援型自動販売機についてお答えさせていただきます。

これは、飲料メーカーが社会貢献の一環として2003年から各企業が始めておるものでございます。設置者と飲料メーカーとが協定を結びまして、災害時、どの程度の災害が起これば無料で飲料が利用できるという協定を結ぶものでございます。

現在、役場を含めまして町の施設に11台ほど自動販売機が設置されております。ただ、この自動販売機は、行政財産の占用許可をとられたNPO法人が設置された自動販売機でございまして、したがって直接町がその自動販売機に関しまして直ちに災害支援型ということの協定は、すぐにはできるものではございません。

ですので、その設置者の方あるいはその設置者と契約をされている飲料メーカー、飲料提供事業者の方とも協議というものが必要になってまいります。設置に当たりましての課題がいろいろございます。その課題について検討させていただきまして、設置を考えたいと思っております。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○1番（岡田美伊子） ありがとうございます。

ピロリ菌なんですけれども、本当に今胃がんとかで亡くなる方、すごく多いので、早くピロリ菌を見つけてやることで除去もできるし、そのことをやっぱり早くしないと、胃がんってすごく、がんで亡くなる方、結構今多いですよ。いろんながんもありますけれども。

特に浅香教授は、40歳までは成人式に一度ピロリ菌の検査をして陽性であれば除菌する。50歳以降はピロリ菌検査を血液をとって行うペプシノーゲン検査を行い、陽性であれば除菌をして、後は内視鏡観察を行う。それによって10年から20年で我が国は胃がんの撲滅ができるのではないかという先生の声があったんですね。

だから何とか、やっぱりピロリ菌というのは本当に早く見つけてやると早くがんの方も少なくなると思うので、やっぱり早く河合町としてもその辺を胃がんと一緒にやっていただけたら一番ありがたいと思います。

それと、災害時における自動販売機ですけれども、これはまたできるだけ早く河合町にも進めていただければと思います。

以上です。

○福祉部長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口部長。

○福祉部長（門口光男） 胃がんにつきましては、ピロリ菌の感染が根底にあり、通常の何倍ものがんになる、高まるという一説もございますけれども、胃がんそのものを発見するという検査ではないため、現在、国並びに県におきましても推奨されておりませんが、今回一般質問をいただいておりますので、町の医師会の先生方のご意見を伺いながら、有効な対策といたしますか、手だてを講じてまいりたいというように考えますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○1番（岡田美伊子） ありがとうございます。前向きにお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） これにて、岡田美伊子議員の質問を終結いたします。

◇ 大 西 孝 幸

○議長（疋田俊文） 7番目に、大西孝幸議員、登壇の上、質問願います。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

(2番 大西孝幸 登壇)

○2番(大西孝幸) 議席番号2番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

障害を持っている方に対するサポート体制についてということです。

まず、障害にはいろんな障害があると思います。障害者基本法では障害者の定義を身体障害、知的障害、精神障害と大きく3つに定義されています。

まず身体障害は、身体機能の一部に不自由があり、日常生活に制約がある状態。知的障害は、日常生活で読み書き、計算など行う際の知的行動に支障がある状態。精神障害は、脳及び心の機能や器質の障害によって起きる精神疾患による日常生活に制約がある状態と、このような3つの障害が大きく定義されています。

その中でも、この3つの中でも細かくいろんな症状があります。日常生活において支えてもらえる方がいなくなると、障害を持った方だけでなく高齢のお年寄りも不安になると思います。

例えば、一例をとりますと、障害年金の受給者でいいますと、障害の有期認定の方だと、ある一定期間を過ぎると診断書の提出を求められます。本人が診断を受けて診断書を提出しなければなりません。このような手続など、非常に本人にとって負担で大変なことだと思います。このようなさまざまな障害を持っている方の状態を踏まえていただいて質問します。

親族など支えてもらう方がなくなった場合、成年後見制度や障害者総合支援法等々もありますが、行政としてどのように寄り添いかかわっていくのか。またそのサポート体制についてお答え願います。

質問があれば自席にて行います。

○福祉部次長(辰己 環) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 辰己福祉部次長。

○福祉部次長(辰己 環) 障害を持っておられる方のサポート体制ということでご質問いただきました。それについて答弁させていただきます。

障害をお持ちの方の相談、サポート体制としましては、河合町の場合、総合相談窓口としまして地域包括支援センターで、年齢や障害の種別関係なく、障害や介護、福祉関係の相談を受けさせていただきまして、アドバイスや専門機関につないだりさせていただいております。そしてまた、お宅へ訪問させていただいて、本人さんや家族にかわり、無理な方には代理申請なども行っていっているところでございます。

そして社会福祉課、保健センターの担当者によるサービスについての相談や手続相談など

も受け付けさせていただいて、対応させていただいているところでございます。

そしてまた、西和7町の行政や地域の障害者団体、事業所などで組織しております西和7町障害者支援協議会というところとも連携を図りながら、障害を持っておられる方でも暮らしやすい河合町であるように取り組んでいきたいというふうに考えております。そしてまた、成年後見制度なども西和7町圏域で利用できるように協議を今進めているところでございます。

以上です。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） 実際その障害をお持ちでサポートをされている方については、すごく不安を持っていてはと思うんです。また、相談されるということは、的確な答えが求められていると思いますので、その辺も含めて障害を持っている方の状況、状態をよく考えていただいて、ベストな不安が取り除けるような、そういう体制が必要じゃないかと思うんですわ。

それと、午前中、池原議員も質問が多分あったと思うんですけれども、発達障害もそうです。実際その見きわめというのはなかなか難しいかなとは思いますが、乳幼児の発達障害であれば、保健師さんがある程度知識を持って対応をされているのかなとは思いますが、すけれども。

そういう専門的な知識を必要とする職員、今後そういう職員が必要じゃないかなとは思いますが、その辺についてどうですか。

○福祉部次長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉部次長。

○福祉部次長（辰己 環） 今、河合町には障害の専門という専門職はいてない状況でございますが、今議員言っていただいたように、保健センターの保健師とか、包括支援センター、障害の専門ではございませんけれども、福祉関係の専門職でありますので、そのような者が今は対応させていただいているところでございますが、障害担当課としましてもそういう専門的な職員を配置できるように、またよりよいサポートができるように体制整備を行っていきたいというふうに、人事のこともありますので今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） やっぱり実際障害を持ってはって、支えてはる方、障害をお持ちの方も

そうです。支えてもらう方がいてなくなるというのは、その本人、これからどうしたらええねんと、そういう思いも、家族もそうです。せやから、この親がいなくなったら障害を持った方、この子らはどうなるねんという、そういう物すごく不安な気持ちは持ってはるので、その辺をよく認識していただいて、今後はそういう職員、ほんまに不安を抱かせないような相談体制をつくっていただきたいと、そう願います。

これで私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、大西孝幸議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子

署 名 議 員 吉 村 幸 訓